

参議院社会労働委員会會議録第十三号

昭和三十五年三月十五日(火曜日)午前
十時四十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 加藤 武徳君
理事 高野 一夫君
吉武 恵市君
坂本 昭君
藤田 藤太郎君

委員

鹿島 俊雄君
勝俣 稔君
紅露 みつ君
谷口 弥三郎君
徳永 正利君
山本 杉君
小柳 勇君
田畑 金光君
村尾 重雄君
竹中 恒夫君

國務大臣

労働大臣 松野 頼三君

政府委員

労働政務次官 赤澤 正道君
労働大臣官房長 三治 重信君
労働省労働局長 亀井 光君
労働省労働基準局長 瀬谷 直藏君
労働省職業安 定局長 堀 秀夫君
労働省職業安 定局副局長 堀 秀夫君

事務局側

常任委員 増本 甲吉君
専門員 加藤 光徳君

説明員

労働省労働基準 局労働衛生課長 加藤 光徳君

労働省労働基準 局労働補償部長 村上 茂利君
労働省職業安 定局企画課長 住 榮作君

本日の会議に付した案件

○じん肺法案(内閣送付、予備審査)

○労働者災害補償保険法の一部を改正 する法律案(内閣送付、予備審査)

○労働情勢に関する調査

(一般労働行政に関する件)

○委員長(加藤武徳君) それではただ

いまから委員会を開会いたします。

じん肺法案及び労働者災害補償保険 法の一部を改正する法律案を議題とい いたします。これより質疑に入ります。 質疑のある方は御発言を願いま す。

○坂本昭君 最初に一般的な問題にな りますが、業務上の特殊な疾病に対す る労働者の保護立法、こういったもの を大臣はどういうものがあるとお考え になっておられるか。それからまた、 将来どういふふうなものを考慮してい かなければならないか、どういふふう にお考えになっておられるか、まずそ れを承りたいと思います。

○國務大臣(松野頼三君) 最近の

これはお医者さんにお医者さんの話を しておかしのですが、最近の医学の 進歩で相当いろいろな研究が進まし て、今までの「もちろん産業災害、 産業病としては、けい肺といふものが 今までの一番大きな問題でございまし た。その後、最近ではベンゾールという 重度な障害も出て参りました。その後

やはり産業の方向が進みましてエキス 線とかいろいろなやはり産業に付随し た新しいものが出てくる、潜水病はも ちろん今日発生したわけではございま せんけれども、重度から言くと相当重 いものだ、そういうふうないろいろな ことを考えて参りますと、けい肺はも ちろん今日までは、多数の、人数から 言いますればけい肺が一番多かったと いうことであります。同様の障害が 現われて参りますので、それとあわ せて保護して、同じ産業病者の中から これを救っていくべきだという意味 で、今回の実は改正に踏み切ったわけ でございまして。病状の細部につきま しては担当の課長からお答えいたしま す。

○説明員(加藤光徳君) ただいま労働 大臣から御説明がありましたように、 職業上の疾患といふものは非常に多い のでございまして、ただ現在具体的に 取り扱っておりますのは、今申し上げ ましたようなものでございまして、そ のほか非常にたくさんあるものがあり ますので、そういうものに對しまして は逐次内容をきわめまして、そうして それらについて具体的な指導をやつて いくという方向をとつて参りたいと 思っております。

○坂本昭君 それでは一応この労働省 としても職業病といった考えはお持ち になつておられるのでありますね。こ れは大臣に、病といふ言葉けれども、 普通の医者の病と違つて、労働行政に おける業務上の大事な病としての職業

病という考えは明確につかんでおられ るか。職業病として対策を講じなけれ ばならない、そういうふうにお考えに なつておられるのでございしますね。

○國務大臣(松野頼三君) 今日のところ は明確に把握をしておりますが、将 来いろいろな問題、ただいままだ出て 参りましたように、また、今日予想され るものもございしますが、今日のところは 的確につかんでおります。

○坂本昭君 職業病といふものを明確 におつかみになつておられることにつ いては、私も賛意を表したいと思つた であります。少なくとも皆さん方の労働 衛生研究所の目的はつきりと職業 病といふものを取り上げて、これを大 事な研究のテーマとしておられること から見て、私は労働省がこういう方 向に進んでおられることは、おそま きながら私もことにけっこうだと私は 賛意を表します。ただ、まだいろいろ な点で研究の仕方、予算の使い方ある いは立法的な取り上げ方、こういう点 におきましてはまだきわめて不十分な 点が多いと思つております。で、特 に私は労働衛生研究所といふものがこ の点について研究のテーマとし、鋭意 検討しておられることを先般研究所の 視察を通じて確認をいたしたわけであ ります。そこで、職業病といふものを 種類のにどう見ているか、まず研究的 な面で労働衛生研究所では、この職業 病といふものをどういふふうに分類 し、また、どういふふうにつかんでお

りますから、これはやはり局長からま ず一つその方針を伺つておきたいと思 います。

○政府委員(瀬谷直藏君) 職業病の、 現在発生してゐる職業病もございま すし、今後いろいろな産業の発展に伴 いて、現在ではつきりしておらな いが、将来においてまた発生が予想さ れるというふうな事態も当然考えられ るわけではございまして、労働省とし ては、そういう現在に発生してゐる 職業病に対する対策、さらには将来 発生を予想される職業病に対する対策 等も含めまして労働衛生の予防なり、 これに對する対策の重要性を考えまし て、労働衛生研究所を設立してこれが 研究に当たつておるわけではございま す。

○坂本昭君 職業病に対する研究を集 中していかれることについては、先ほ

ど申し上げました通り、私も賛意を表しますが、そこで今労働省としては職業病の白書というものも出ておりますが、職業病の分類、あるいはその数、そういったものを大体どういふふうにつかんでおられるか、御説明いただきたい。

○説明員(加藤光徳君) 職業病として出ておりますものの統計といたしましては、大抵業務上の疾病という形でとられております。それは年間出ておりますのは、大抵最近の傾向といたしましては一万七千件くらいのものが業務上の疾病として出ておりますが、そのうちに職業病というのと、負傷などによりますものとがございまして、そのほかの職業病というものと一緒になつて今の一万七千件という数字が出ておるわけでございます。その内容は、労働の方で見えるものだけでありまして、そのほかのものについては統計の上に現れておりません。ただ、最近になりましてから、いろいろの方向に向かつて職業病の調査をいたして参つておりますので、相当な数字が出るものと思ひます。そうして現在のところ、肺につきましては、大抵一、二、三、四のものが肺になつて感染しておるといふようなこと、あるいは特殊健康診断というのをやつて、十六種の業務に對する健康診断をやつておられますが、それについても約一、二、三、四の異常者が出てゐるということになりますので、相当数のものが出てゐるということになります。職業病と申しまして、一定の職業につくことによりまして起こつてくる疾病でありまして、その一定の職業の中で主として分類といたしましては、化学

的な薬品の材料、あるいはその製造工程におきます中間物質というふうなものによつて起こりますものと、さらにエネルギーによりますもの、物理的なものでございまして、そういうものについては放射線とか、あるいは潜函病とか、そういうふうに分かれておられます。そのほか産業形態によつて起こつて参りますものと普通に分けて考へておられます。そういう方面の分け方に従ひまして今調査をいたしてゐる次第であります。

○坂本昭君 私、肺が今後じん肺という考へでとらえられ、そうしてことにこれは歴史的にも、また、病のなほらない点、悲惨な点においてこれを筆頭に上げるものであります。同時に、ほかにもこれと同じような性格の疾病が確かにある。それらについて、もつと明確に、今たとへばということ、放射線とか潜函病をあげておられたが、あなたが職業病白書としてあげられたもの、それらの一つ一つについて、これは職業病として将来立法的にも考へなければならぬ、そういうふうな明確な見解を持つておられるかどうか、そういう点でも少し内容におつたつて、たとえば従事してゐる労働者がどの程度ある。今のこのじん肺については三十万以上の人が感染してゐる。そして今の一、二、三、四の異常者が出てゐるという管理を要するところの職業病として取り上げられ、その中でも非常に悲惨な人は、おそらく十分の一は非常に経過の悪い運命をたどらざるを得ないだらうと思ふ。ほかで職業病について関係労働者がどのくらいあり、そしてどれだけのパーセントで苦しんでゐる

か、それらが全般として労働行政の中でどういふ地位を占めてゐるか、私はもつと明確におつかみになつてゐたいて、従つてそういう点でも少し数をあげて説明をいたしたい。

○説明員(加藤光徳君) 有害業務全体についての数字は古いものではございまして、約百五十万くらい有害業務についてゐるだらうという非常に雑な数字であります。出ておられます。ただ、こまかい数字になりますと、現在のところ、はつきりしたものをつかんでおりませんので、現在のところ、四月以降に對しまして、有害業務のワックにおきます全体の数字を有害業務別に調査をしていこうということにございまして、重要なものにつきますと、今のようない肺について三十五万とか、あるいは十六種の種目におきます特殊健康診断の対象になりますものは五万事業場で五十万の労働者といふものの数字は出ておられます。こまかい数字は今手元にございせんので資料としてあとで……。

○坂本昭君 職業病として検討を加えていく場合には、肺はもちろんな筆頭であるけれども、そのほかこまかいものについて、一々のこまかいパーセントまではこの場であげていただくことは思ひぬので、その点は後日資料として出していただきたい。しかし、先ほど大臣から、たとえばベンゾール中毒、それから放射線、潜函病、肺、少くともこの四つはあげになつたそれ以外にも重要な疾病があると思ふのです。それらについては労働者の保護の面から、少なくとも大臣、局長はもちろぬ、担当の課長さんともあろう人ならば、大体のことを知つてお

いていただかなければ、労働省何をしてゐるかということになります。もちろん労働省は医者の省ではないけれども、労働に伴うこのような深刻な病についての認識は持つておつていただかなければならぬと思ふ。そういう点であつて資料を出さなければ御説明がいただけないという実情なんです。

○説明員(加藤光徳君) 今まで調べておられますのは、騒音とかそのほかの十六種目につきます調査をいたしてありますが、今その数字を持つておりませんので、こまかい数字はわかりませんが、大体出ておられますものとして、ベンゾールなどにつきますのは約十六万くらい対象労働者があるようでございます。それから騒音につきますのは二十万程度でございます。それから放射線に對しまして、これも正確な病院関係のものがまだ完全につかめておりませんが、一万五千という数字をつかんでおられます。そういうふうなもので、それらについての健康診断の結果というものが出ておられますが、今申し上げました十六種目につきますのはある程度調査を繰り返しておりますが、今手元に持つておりませんので、資料として後ほど持つて参りたいと思ひます。

○坂本昭君 労災法の三条には強制適用の事業場のことについて触れてあります。そしてこの内容については、施行規則の中に四十以上の強制事業場の指定があげられてあります。たとえばこの中で三十二番目のところにはラジウムその他の放射性物質から発する放射線等有害光線にさらされる作業といったものもこの強制適用の事業場になつております。この強制適用事業場

という考へは、職業病との連関においてどういふふうにかゝらうかと思ひます。これは一つ局長に伺ひたいと思ひます。重大なことですから。

○政府委員(森谷重蔵君) 労働者災害補償保険法の建前としては、常時五人以上の労働者を雇用してゐる作業場は原則として強制適用事業場として指定してゐるわけにございまして、その他五人未満の事業場でありまして、産業の災害の発生が起る可能性が強いと思われるような事業場につきましては、五人未満の事業場でも強制適用をするという建前をとつておるわけにございまして、従ひまして、この規則の第三条で四十二の事業場を指定しておるわけにございまして、これはこの表をのぞいていただきますとおわかりになります。つまり、いづれも産業災害の発生が起る可能性が強い、また、たゞいま問題になつておられる職業病の発生との関連におきましても非常に重要な問題がございまして、事業場がいろいろ可能性が多いという事業場がいろいろあるわけにございまして、

○坂本昭君 そこで、この産業災害の可能性が多いということ、それからその職業病として認定をするということとの問題について私はお尋ねをしてゐるわけですが、先ほど来、労働省としては研究機関を通じて職業病の概念を明らかにし、職業病の対策を熱心に考究しておられる。その中で実は立法的にはなかなかこういう法律の中に出てこない。そこで、どういふ形で立法的にこの職業病というものを現実の問題として扱つておられるか、その点を私はお聞きしたいので、まず、この労災法の三条の点で適用事業場、こ

上で、職業病の特殊性については、この特殊性に対応する措置を講じていたらいいいのではないかと、という考え方に

規則の第三十五条は、基準法第七十五条第二項の規定による業務上の疾病の種類を掲げたものであります。それが

長からお答え申し上げました通り、労働基準法施行規則第三十五条の規定によりまして、ほとんどの職業病が網羅

般の業務に基因する疾病も全部ごっちゃにして、この法律では規定されているが、先ほど来のお話を聞くと、確

です。職業病とは何だ——確かに私も業務上の災害と職業病には差があると
思います。従って、研究所では、職業

病というものを今日研究して、職業病とはということとで一応研究所の方でやっているわけでありませう。しかし、労災とか補償の立場からいうと、必ずしも職業病だけを厚く、ほかのけがははってよくというわけじゃないわけですから私は、その御趣旨のようには違ひ。職業病と業務上の災害とは違ひ。種類は、はつきりいへば私は違ひと思ひます。しかし、どこまでを業務上かという、これは今後の問題です。従つて、今日私たちが言ひます職業病というのは、今日の産業内における職業病であつて、今日の産業機構の中において現れた産業病を職業病として規定する以外にない。従つて、いろいろお医者さんの立場から言ひなれば、エキス線がどうだ、いろいろ問題があるかわかりません。しかし、それも最近原子力の問題が出てきまして、原子放射線の問題、これはもちろん職業病として扱われるものです。そういうふうないろいろに言われまふと、違ひといへば違ひ。どこまでだと言われまふと、これは専門家に聞いていただかないと、私が何々病と言ひのはおこがましいと思ひます。御趣旨は、そんなことじゃないかと思ひますが、質問の内容は、職業病と業務災害あるいは一般産業上の病氣、それは私は基本的には違ひと思ひます。しかし、私たちはそういうものをあわせて労災病一本で扱う、やはり災害病で取り扱つていきたいといふところに少し質疑と答弁の違ひがあると思ひます。

○坂本昭君 ただいまの大臣の御答弁は、ふだんきわめて明敏なる大臣としては、まず五十点ぐらいです。あまにもしろうと談議に落ちておつて、少なくともこの間、三池の炭鉱あたりに行かれたテレビも拝見したのですが、もう少し職業病の考えを明確に持つていただかないと、先ほど来、業務上の疾病も職業病と同じように労災で見てやるのだ、結論はつきり言われのですけれども、結論の前に職業病はかくかくのものであるから、このように見てやる、一般の業務災害は、このようなのだからこの程度に見てやる、最初の定義がはつきりしてこないといふと、あとのみなやり方が私は違つてくると思ひます。だから、これはまず労働大臣は五十点、次に一つ、局長の御答弁をいただきたいと思ひます。もう少し明確な意見でない、これは労働省、落第点になります。

○説明員(加藤光徳君) 職業病につきましても、いろいろ定義されている面もございますが、日本におきまして、職業病の定義はまだ確立されていない点があると思ひます。しかしながら、外国におけるいろいろな人たちの御意見を拝聴しておりますと、一定の職業に従事することにより、一定の職業と申しますのは、先ほど申しましたような条件をいたしましては、化学薬品のようなのを取り扱うとか、あるいはエネルギーの分野あるいは作業の方法とかいうようなものによりまして、ある一定の度合いにおいて起つてくる特殊な疾患であり、その特殊な疾患が器質的な変化を起し、かつ、機能的な障害が起つてくるものが職業病であるといふような定義を下してあります。そういうような意味におきまして、大体その範囲内におきまして、職業病と申しますと、先ほどの三十五条の中の初めの方は、業務上の疾病としての普通の疾病であります。第三項あたりからいろいろ並んでおりますのは、大体職業病が並んでおりますので、業務上の疾病の中に、災害によりおこすものと、職業病とが一緒に入っておりますので、その点は、私どもははつきりしておるつもりでございます。

○坂本昭君 非常にくだいようですけれども、非常に私は大事な点だと思ひます。先般、社会保障制度審議会のときにも、いろいろ議論が出て、なかなか明確にならなかつたのです。今課長の言われたように、職業病の定義といふものはある。おそらくこの定義は時期とともに変わつていくと思ひます。もう少し私は、明確に労働省として考へていただかないといふと、これは単なる医学的な論争ではない、これは単なる論争なら簡単なことではない、学界的論争なら簡単なことではない、百五十万人の人についての致命的な問題で、これは労働省としては一番深刻に取り上げなければいけません。先ほど来ずっと伺つていて、私が五十点だと言つたことは、どういふことかといふと、職業病に一番大事なことは予防措置だと思ひます。予防措置の点において非常に不可抗力的なものがあるといふ点、これが私は大へん大事な点ではないかと思ひます。その点は大臣も課長さんも触れられておらない、たとえば肺の肺の場合だったら、炭鉱の坑内で働いて、もちろん湿式の掘きくによつてほこりの立ち方は変わつてきたでしょう、あるいはマスクをかければそれによつて粉塵を吸入する分量が減つてくるでしょう。ところが、完全な防塵マスをかけて筋肉労働をやつたら、これは苦しくて苦しくてとてもできない、従つて、その一つの労働の中でその仕事をやる場合に、予防の措置はある、一〇〇%ある場合もある、五〇%ある場合もある、しかし、一〇〇%ある場合でも、その措置をする労働能力がきつめて著しく低下する、そうすれば實際上雇ひ主としても、また、労働者自体としても、その予防の措置に耐えられない、従つて、不可抗力的に一つの悪い影響をこうむらざるを得ない、たとえば放射線障害の場合もそうです。これは勝保先生など一番お詳しくと思ひますが、レントゲン写真をとつて、そういう場合に技師がプロテクターをつけて、そうして鉛の箱のこつちから操作をする、それもいいですよ、ところが、集団検診などをやる場合、一日に五百人も千人もやる場合に、その中にきつち入りこんでしまつたままでは仕事ができないのです。どうしてもそばへ行つてからだを直してやつたり、いろいろなことをしなければならぬ。それからもう一つの放射線のエキス線の部屋といふと、散乱線が出てくる、どんなにやつたて頭のとつてば鉛の板をかぶるわけにいかない、そうすると、部屋に当たつた散乱線をこうむる、だから百パーセント予防措置をやつてもなおかつ受けざるを得ない。そういう影響といふものがある。もちろん機械の中に手をはさまれて、手をもぎ取られるようなことがありますが、そういう場合は十分に気をつけておれば、その機械で業務上の災害をこうむらないで済むことが十分できる。けれども、今のような炭鉱労働者とか、あるいは放射線に従事している人の場合には、いかなる予防措置を講じてもおかつかつ防ぐことができない、完全に防いだ場合には、労働能力が落ちる、ここが私は労働省のつかみどころじゃないかと思ひます。純然たる医師の面からいへば、病氣にならぬためにマスクをかぶつてやれば完全に病氣にならない。しかし、そんなことをしておつたのでは、生産を向上させることができない。つまり生産との密接な関連において、労働省はこの職業病といふものを取り上げざるを得ないと思ひます。私はそういう点で、この幾つかあげられた中に、今のようない見地で、職業病といふものをはつきり明確にする必要が生まれてくると思ひます。どうでしょう。今の私の、これは一つの意見ですが、大臣、どういふふうにお考へになりますか。

○国務大臣(松野頼三君) まことに私も存じます。

○坂本昭君 そうしたら、私は研究所において、また、実際に労働衛生研究所では、そういう予防的な面における不可抗力性、生産向上との面における不可抗力性、そういうような面で、予防的な措置について最も重点を置いて研究をしておる。で、その点は私も正しいと思ひますが、そういうふうな面で、職業病といふものを私は今後取り上げていっていただきたい。従つて、私は、あとで肺問題につきましても、取り上げる場合には、予防的な措置といふことが非常に核心的な問題になつてくる。また、その技術的な内容といふものが核心的なものになつてくる。私はそういう点で、あとで今度出された法案についてもそういう面

から、職業病としてせつかく取り上げておられる以上、それでは具体的にそういう点が充足されているかという点で、あとでまたお尋ねしたいところですが、そこで、一つその前に伺いたいのは、従来までは、職業病も、業務上の疾病も、みんな十は一からげにつかまえて、三年までは、いわゆる無過失賠償論で片をつけている。そして三年までは、雇用主が責任を持ってきたところ、この前、けい肺法の保護法ができたときに、三年からは、これは当時の労働次官の斎藤次官の御意見では、名前の通りに生活保護的な保護法であるというふうなことから、三年までは無過失賠償論でやってきて、三年以後は、今度は国が半分を見るというふうに変わってきた。私は、職業病として取り上げていった場合に、なぜ三年後になると、こういうふうになり、三年前の場合には、無過失賠償論で根拠づけられるか。ちょっとその辺の理由について御説明を願いたい。

○政府委員(澁谷直蔵君) 御承知のように、特別保護法制定前の災害補償の立法の建前は、労働基準法、労働者災害補償保険法を通じて、三年までは、雇用主の責任において世話をする。三年たつた以降におきましては、千二百日分の打ち切り補償を支払いたして、それ以降の補償の責任は一切免除される、こういう建前になっておったわけでございます。ところが、けい肺患者、それから脊髄障害の患者につきましましては、ほとんど治療が困難であるというふうな、当時としてはそういうふうな観念が支配的であつたわけでございます。そういう場合に、病気が

なおらない、長期間かかる罹患者に対して、千二百日分の打ち切り補償を支払って、あとはもう使用者は責任はございませんといいことで放置すること、人道上の見地からいっていかでかありうかという議論が非常に強く起りました。そこで、けい肺患者と脊髄障害者につきましては、千二百日分の打ち切り補償支給後におきましても、これをめんどろ見る必要があるという考え方に立つて、特別保護法が制定されたわけでございます。ところが御承知のように、その特別保護法が二年間切れる。ところが、依然として病氣はなおらない。療養を必要とする状態は依然として残っている。そこで、引き続き、臨時措置法が制定されて、さらに二年間その病氣に対するお世話をする、こういう立法措置がとられたわけでございます。そこで、その動機は、確かにあの当時人道的見地から、これを放置することは許されないといいことで、人道的見地ということが非常に強調されたことを私も覚えております。しかしながら、これは人道的見地というものは、あくまでも事柄の動機でございます。これは、およそ労働保護立法を通ずる基本的な理念でございます。これは、ひとり特別保護法なり、あるいは臨時措置法だけに通用する概念ではございせんので、およそ、労働保護立法を通ずる基本的な理念は、やはり人道的な考え方であるろうと思つてございします。そこで、法律の解釈といたしましては、動機としては、確かに人道的な考え方が強く働いているわけでございますが、法律の解釈といたしましては、あくまでも労働者が、当該の事業場で働いてお

て、その働いておつたことから病氣にかかった、いわゆる職業病にかつた、あるいは、この脊髄障害のような病氣にかつたということございまして、労働に従事しておつたことに基因して疾病にかかり、あるいはけがをした。従つて、その業務上受けた損害に対して、雇用主がこれを補償する、セキユリティーではなくて、コンペンセーションだといふ考え方は、依然としてこの特別保護法なり、あるいは臨時措置法を通じて、その基本的な災害補償である、コンペンセーションであるという考え方は変わっておりません。ただ、それならば、なぜ国が国庫負担をしているかという質問が出てくるわけでございますが、これは従来の基準法なり、労働者災害補償保険法で予定しておりましたこの補償部分以上に補償の範囲を拡大したわけでございます。対象も拡大するし、補償の範囲も拡大した、そういうものに對しましては、使用者だけの責任にまかせることが妥当ではない、適当ではないじやないか。そういうものに對しましては、国もその範囲の拡大に応じて、国もその一部を負担する方が妥当じやないかというところで、国の負担が入つてきたというふうに、私も考えておるわけでございます。

○坂本昭君 この国の負担の問題が入つてきたことについては、私は妥当であるという解釈を持つてゐるのです。ただ、それらの考えの中で、労働省の中に、どうも一貫したものがないのではないか。その一番の出発は、やはり職業病というものの概念が明確になつていないということにあるのではない

かということ、私一番おそれている。先ほど、私は予防の限界、その生産性を高めていく上における、この当該職業病の予防に限界性があるのと、それから、その職業病の深刻な、なおらない、不治の性格を持つてゐること、この二つが一番大事なことであると思うのですが、従つて、三年で雇用主がその責任を終わつて、打ち切り補償によつて免責をされるというふうな考え方は、大體根本的には私は間違つてゐると思うのです。しかし、従来、今まで取り上げられてきたことは、そういう職業病というものの概念が取り上げられていないために、打ち切り補償の制度という特殊な格好をとらざるを得なかつた。過去のこととは過去のこととして、私は容認せざるを得ないと思う。ただ、今局長は、人道的な面があるといふことを言つておられますが、先ほど来申し上げた労働衛生研究所、この労働衛生研究所の、これは非常にこまかいことになりましたが、個々の予算を見ても、この予算の中で、研究費——この研究費が労災の特別会計から出されている。こういうことは国の責任、今の国の費用の分担という点から言つても、こういう研究費まで労災の特別会計から出すというふうなことは、きわめてその首尾一貫を欠いてゐるのではないか。当然職業病として一番大事な点が予防の問題、それから不治の深刻さを治療していく問題、さらにまた、アフターケアの問題だとするならば、国がその中で受け持つべき任務というものは、当然予防研究の面において受け持つべきであつて、こういう研究所の特別会計の中に、労災の予算が入つてい

るといふようなことは、私は非常に妥当性を欠いてゐるのではないか、こういうところにも皆さんのお考えが首尾一貫してゐないのではないかとこのことを、私は疑わざるを得ないのです。この点はいかがですか。

○政府委員(澁谷直蔵君) 御指摘のように、労働衛生研究所の研究費につきましては、これは当然国費によつてこれを支弁していくということが当然であり、また、これは妥当な措置であるといふふうには私も考えております。従つて、毎年度そういう線に沿つて相当多額な予算要求をいたしておるわけでございますが、予算の折衝の過程におきまして、なかなかこれを一挙に国費によつて全部まかなうという私どもの主張が通らないというのが実情でございます。従つて、その足りない部分を労災補償保険の特別会計から一部支払われておるといふことが事実でございます。私も決してこの現状を正しいと、あるいはこれが正当だといふふうには考えておりませんので、先生の御指摘のように、できるだけ一般の国費をもつて支弁するように今後とも努力をして参りたいと考えております。

○坂本昭君 先ほどの討論を通じて、また、労働衛生研究所の研究の成果を通じて、私たちは職業病についての明確な概念を実は即刻立てていただきた。そうしないといふと、たとえこの職業病の単独立法にするにせよ、しな

た、そういう結論はいいんです。結論はいいけれども、この結論が出る前の職業病というものの考えをぜひ労働省として意思統一をしていただきたい。これは労働衛生研究所にも権威者もおられます。従って、今の問題については、次回でよろしいですが、今までのような大臣のしるうと説明じゃなしに、もっと権威のある明確な定義というものを一つ出していただき、さらに現段階では何と何と何がこれは職業病として考えるべきである、そうしてまた、それに対してはどの程度の労働者が職業病で、どの程度の何といひますか、苦勞をしておるということを、今の明確な考えのもとに一つ御説明いただきたいと思います。この点、大臣お約束できますか。

○國務大臣(松野頼三君) より明確にいたすように調査いたします。

○小柳勇君 関連いたしました御質問いたしましたが、職業病について坂委員の質問に関連いたしますが、このけい肺からさらに今回このじん肺法が提案されるのをずっと提案理由を読んでみますと、初めはけい肺が労災として考えなければならぬ問題であると思つていた。ところが、類似の職業病が出た、そういうようなことで新たな提案がなされている。これから原子力など各方面に使われると、たとえば放射線による障害、その他今考えられないようなものもあるいはまた職業病として発生するのではないか。この診断の基準などを見ても、類型が非常に狭く類型しておりますが、こういうものが職業病の判定が非常に困難になることを予想されますが、われわれし

ろうとですけれども、医者の側から見ると、こういうもので一体職業病として正確な判定ができるとお考えであるのかどうか、お答えを願いたいと思ひます。

○政府委員(森谷直道君) 従来はけい肺だけに限定しておつたのでございしますが、その後の社会情勢の変化なり、医学の進歩した結論に従ひまして、けい肺だけではなしに、新たにアルミニウム肺、石棉肺といったような鉱物性粉塵の吸入によつてけい肺と同じような症状が出てくるということが最近の医学の進歩に従ひまして結論が出されたわけでございます。そこで、そういうものも含めてじん肺ということでは新しい一つの法案にまとめたわけでございますが、ただいま御指摘のございましたこの管理区分のきめ方、これで十分であるかどうかという御質問だと思ひますが、これにつきまして、けい肺審議会の医学部会におきまして、これは現在の日本の医学界におきまして最高権威と言われている諸先生のお集まりをいただきました。ここで慎重に検討を加えまして、その結論として、こういう第一型から第四型の健康管理をやつていくということが最も現在の段階としては正しいやり方であるという結論に従ひまして、この法律案を作成したわけでございます。

○小柳勇君 ただいまの発言の中に、けい肺と同じ症候というものがございしましたが、けい肺と同じ微候なりあるいは症状というものがこのけい肺法の中心にあるいわゆる職業病の概念と考へますが、けい肺病と同じ症候とか、あるいはけい肺病と同じ症状とか、そ

ういうものは一体医学的にどういうふうに説明されるのですか。

○説明員(加藤光徳君) 粉塵によりまして出て参りますのは、レントゲンのフィルムに現れた変化が一番大事でありまして、それによつて考えられております。従来考へておりましたのは、主として、遊離けい酸によりまして胸の変化でありまして、そういう点から主として起つて参りますのは、粒々に出てくる粒状影の中心でござい

ます。それと同じような、最近になりまして、石棉肺などにおきましては、それとは感じが違つた異常線状影と呼ぶような影が出て参ります。これは従来けい肺との区別をしなければならぬ。また、表面の上に変化があるというところで、それに類似のものというものは、あるいはアルミニウム肺におきましては、その両方の性質をもつたような変化が出てくるというようなことで、従来の読み方とは違つたような、そういう類似したものが取り上げられて参つております。

○小柳勇君 そうしますと、内科的な、そういうようなレントゲンで見るといふようなものがけい肺と同じような症候という言葉を表現されますが、その法文などでは、外科的なものもずっと病状が固定いたしました、半身不随になるとか、あるいは症状第何級症というようなことになる。そういううちに、初めからそういううちに発生いたしました病気のところから分かれていくのですか。職業病として判定されるときに、これがずっと固まつた場合には、永久にそれが適用されるものと、あるいはこれは一年か二年の間に治癒

すると、初めからそういうふうに分かれていくものでしょうか。

○説明員(加藤光徳君) 病気の種類によつて違ひますけれども、大体初めにおきましてはなお得るものもあるわけでございます。しかしながら、三年から五年の治療をいたしております間になおならないものも出てくるので、初めからこれはこちらにいくということとは断定できない面も相当ござい

ます。

○小柳勇君 それから、今、内科的なものを話されましたけれども、いわゆる職業病の、さつき大臣などの答弁によりまして、騒音によるものとか、あるいはたとえば蒸気機関などを扱う、かま湯などの仕事をやりましますものは、あつて特有のいろいろな症状が出るものと考へられますが、じん肺とは若干異なるかと思ひますが、しるうとですが、職業病の範囲の中にはそういうものもあるのではないかと、われわれとしては考へるわけです。機関車乗務員などについては、特に恩給年限などについても考へられておりますが、将来そういうものも職業病の範疇の中に入ると考へていいのかわるかお答え願ひたい。

○説明員(加藤光徳君) 職業病の中に入るもの、今お話にありました、たとえば例をあげて見ますと、けい肺などの場合におきましては、けい肺そのものについての進展というものは非常に軽いものから、だんだんと機能障害が起つてくるものもある。それから、そういうけい肺の場合においてその進展するものにつきましては、作業いたしてゐる範囲内におきましては、だんだんと悪化をして参る可能性がございま

して、それがいい方に向かうということとはまず考へられないのじゃないかと、いうふうには考へられます。それからけい肺に結核の合併したような場合におきましては、初期のものは、従来治療が不可能であつたと考へられるようなものについても、ある程度良好な成績をあげていくものもあるというので、その変化は非常に個々によつて違つて参るということになって参ります。それから潜水病のような場合におきましては、単なるしびれという感じが

が出て参ります、そのしびれだけであつて参る者もあつますが、脊髄の変化が起つて参ります者について、なかなかその後の治療が困難な場合がございします。しかしながら、それも早く治療をいたしますならばそれらのも比較的早く治療することによつてなおるものもあるというので非常にバラエティに富んで参りますので、一がいに申しかねると思ひます。しかしながら、職業病の範囲として考へられます場合には、高熱作業によつて起ります職業病もございしますし、いろいろなところから、あらゆる有害な業務のところから起つて参るということは言えるのでございします。それらもやはり職業病として考へていくべきものが相当あると思ひます。

○小柳勇君 もう少し突つ込んで具体的に質問いたしますが、蒸気機関に従事するものなどは、あるいは火が落ちましたあとにかまに入りまして、煤煙の掃除、ボイラーの掃除をいたします。非常に煤煙の中で掃除いたしますが、それが結核にかかりやすいといふ今まで例がございました。それが煤煙のた

めにけい肺的な症状を発生したとい
はしても、今はそういうものの適用
は蒸気機関についてはなされてお
りません。従って、私はそこを中心
に置いておきたい。そういふもの
でも、蒸気機関における煤煙の中
に働くようなものがたとえは結核に
かかりました場合に、合併症を発生
した場合には、けい肺のような症
状を生ずるものであるかどうか、医
学的にどのよう
な御見解であるか聞きたいと思
います。

○説明員(加藤光徳君) その汽機など
におきますもので、煤煙あるいはそ
他のかすをとるような作業を毎日や
っておりますと、そこに相当たくさ
ん、非常に多いと思いますが、粉塵が
出た参るものがございます。そうい
う場合におきまして、それが胸の、その作
業者におきましてレントゲン撮影を
いたしまして、そうしてそこに変化が
ありましたもので、そうして同時に、結
核が合併しているというふうなものに
つきましては当然職業病として考え
られるべきだと思います。その中で、た
だその変化が全然ないような場合、粉
塵を取り扱っております変化が全然
ないというふうな場合もあるかと思
います。あつた場合にはそれは職業病
として考えられるべきではないかと思
います。

○坂本昭君 どうも今の課長のお話を
聞いています。せつかくさつき職業病
の考え方がある程度でき上がったと
思っております。つまり今の小
柳委員は、機関車のたとえば機関手
の場合にも職業病としての扱いが得
られるのかという形でお聞きされ

た。ところが、今あなたの御説明を聞
いておられる、そういうような場合に
も職業病として取り上げなければなら
ないようなこともあるだろうというふう
な御答えであります。私は率直に言
うならば、そんなものは職業病ではあ
りません。たゞ、高熱のボーラー
のそばで働いておられる、そうしてそ
のそばで働いておられる、そういう病
を起すことでもあるでしょう。それは
熱射病であつて、職業病ではないので
す。従つて、その点非常に皆さん方、そ
の考え方が違つておられるので、繰り返
して私は伺つておられる。たとえば結核
肺結核に職業病と名づける肺結核があ
るとお思ひになりますか、ちよつとお
答へいたしたいと思います。

○説明員(加藤光徳君) 現在、あの職
業病としての結核といふものは考へて
いないと思ひます。ただ、業務上の疾
病としてのそういうものはあると思
ひます。

それから同時に、先ほどお話をあり
ましたように、そういうものを病氣と
いう名前前で呼ぶか、あるいはそういう
ところから起つておられる疾患というこ
とで呼ぶかという問題は、まあ起つて
くると思ひます。

○吉武恵市君 今の問題に關連をして
私もお尋ねをしたいのですが、先ほど
來、論争を聞いておられる、大体御
當局はわかつておられると思ひけれ
ど、はつきりしてない点が私はあると
思ひます。で、この業務上から起
つてくる災害と疾病といふものに對
しては、事業主に補償の責任があり、
それを今日では保険制度において、
労災保険でそれを補償しておられる
のです。ところが、災害の方はアクシ
デン

トだから、見ればすぐわかる。業務上
で機械にはさまれたとか、物が落ちて
けがをしたとかといふことによつて、
大体それではたして業務中であつ
たらうか、休んでおられるときであつ
たらうかといふことについての見解は、こ
れはもう労働省——前から幾多の判例
があつて、大体の範疇はきまつてきて
いると思ひます。だから、これにつ
いてはあまり議論にならぬと思ひので
す。ところが、この疾病になります
と、それが業務上から起つた疾病で
あるかないかといふことについては、
これはいろいろ問題が起つてくるの
です。そこで先ほど來、議論になつて
いるように、これは当局も私はどうい
うふうに取り扱つておられるか、実
は聞こうと思つておられたのですけれ
ども、業務上で起つてくる疾病とい
ふものが職業病であるといふことであ
れば、これは判例はつきりしている
けい肺であれば、けい肺といふものは
金屈鉱山にしか起りません。まあこ
れは石炭にもありますけれども、大体
起つてくる一定の職場といふものが
あり、その職業につけば、まあ大体
そういう病氣にかかりやすい。そこで
断じた結果、これは職業病、けい肺で
あるといふようなことで補償になるわ
けです。そこで、職業病の範疇が、は
たしてその業務上から一定の職業に
ついておると、そういう特殊な病氣に
なるかならぬかといふ限界とかま
は、これは国際的に相当かま
問題で、結局国際労働會議では職業
の範疇といふものを条約できめて、
それと日本も批准してはしな
私は思ひますけれども、日本の
災——労働基準法の中にも職業病に取

り扱われるものといふものはチェック
されている。私は大体もう國際的な
のに取り入れられておられるといふ
記憶をしておる。

そこで、先ほどお話しになつて
いる、その職業病といふものを
きり認識しなければならぬとい
とおっしゃつておられるのは、職業
病といふのは、はかと違つて、その
いけば、たをするといふと、その
氣になる。ですから、予防処置とい
ものに非常に関心を持つて——それ
は、絶対的な予防処置といふもの
はないわけでもないけれども、い
しかゆしの点があつて、現に職業
病といふものは発生をしておられ
ます。ですから、この問題について
は、先ほど來、御議論になつて
いる、できるだけ政府の力によつて
する研究なり処置を講ぜられるとい
ことが私は當然ではないかと思ひ
ます。先ほど小柳さんもおっしゃ
るように、このボーラーについて、
まあ粉塵の問題はありますけれども、
熱の作業に、密閉されたところで働
いておられるためにからだをこわし
て倒れるといふことがある。私の
に取つておられる事例にある。こ
あなたの方の労働省の關係ではない
ほかの關係で今私關係している
と、だんだん事情を調べてみる
と、夏の暑いときに小さい船の
中へ立てこもつて、一週間に二
回も昼夜作業を続けられて、そ
のために心臓麻痺で死んだ。死
ところが、今までの考え方では、
業病といふものは抽象的に言

失礼ですけれども、医学的に、大体ど
ういふ職場においてどういふふう
にすれば、そういう職業病にかか
ることが國際的にも研究が進み、
あなたが研究していらつしやる
から、それは下の方の事務官あたり
は、すぐこれはなるほど職業病だ
といふことで労働保険も適用され
ること、あまり議論にならぬ。こ
で、そういう高熱のボーラーの
そばで長く続けて作業をしていた
ために倒れたといふものは、こ
れは職業病ではないのだ。だから
即業務上の疾病でもないんだ。こ
ういふ断定を下されて拒否され
る。そうすると、その家族から見
ると、主人はボーラーのそばでも
何日も何日もやつておられて、
倒れたんだから当然業務上のこ
れは疾病だから補償してあげる
ものと思つて当局の方へ出して
みる。いやそれは心臓麻痺です、
心臓麻痺は職業病じゃありません
よ。それですから、それは補償
の必要はありません。といふこと
になる。小柳さんのお話になつた
のは、私はそういうふうにおつし
やつたと思ひます。そこで、先
ほど來おつしやつておられるに
よつて、職業病といふものは、
どこまでも職業病といふものを
研究して、その予防措置とい
ふものを研究されておられる
りにならなければならぬが、同
補償といふ問題は職業病と必ず
一致した問題じゃない。業務上
のたつた障害は今のようにな
んのことですが、疾病もあり得
る。職業病でない疾病で倒れる
といふことも私はあると思ひ
ます。そこで、先ほど議論にな

あなた方は混同されて、それは業務上の疾病というものはとにかく補償してあります、補償しておりますという結論だけをおっしゃるけれども、その結論がいまいにお考えになるという、あなた方はあるとおっしゃって、末端へいけばそれはそんなもの考えませんよ。業務上の疾病は即職業病と、こういうふうに考える。だから、職業病以外のものは、これは業務上の疾病でないから補償しないというふうになりがちです。これはあなた方について私は言うのじゃないけれども、今厚生省の方の問題なり、そういう問題になって訴訟になっている問題があるのです。ですから、私あとで聞こうと思っているが、業務上から起こってくる疾病というものは、今言った職業病でなくとも、いわゆる相関関係でそうして見て、これは業務から来たものであるという私は補償の範囲に入れてやられるべきである。しかし、職業病というものは、今言ったような別のそういう職業に従事すれば起こってくる問題ですから、これは予防措置を講じ、また、それについては肺について、今の特別立法を作られて保護しようとしている。これは小柳さんお話のように、このじん肺ばかりじゃない、ほかの職業についてもあり得るのじゃないか、あり得るというふうなことを、それについてはどういうふうな考えをお持ちになれるかというのを御質問になつておられると私は思う。ですから、よほどこの問題は真剣にお考えにならないといけない。私は私はよく個人から見れば同じことです。同じことですから、よく一つ職業病は職業病

の一つ一つをお洗ひになって、そうして数は少なくても、これは非常に気の毒な病氣、大体なおらないことが多いんですから、ですからこれはどういふような措置を講じたら予防ができるというふうなことを、一つこれはまあ国費で私はやらねばならないと思ふんです。おやりになつて、同時に、その今の職業病がすぐ業務上の疾病と誤認されないように、職業を離れたつまり業務上からくる疾病によつて倒れる場合もあるのですから、そのものについて補償はこれは同じことです。同じことですが、補償の道をお考えにならないと、混同されているように私は感じます。ですから一言申し上げておきます。

○委員長(加藤武徳君) 速記をとめて

〔速記中止〕

○委員長(加藤武徳君) 速記を起し

ただいまの吉武委員の質問に対しては政府の考え方があればお述べ願います。

○政府委員(鎌谷直蔵君) ただいま吉武先生の御意見まことにごもっともだと存じます。私も業務に基因する疾病がすべて職業病だというふうには考えておりませんので、職業病以外に業務に基因してただいま先生が御指摘になりましたような疾病が起きるというところは、当然これは考えられるわけでごさいます。それが業務に基因してそういう疾病が発生したというところは、当然これは当然でございまして、私どももそういう線で今後指導して参りたいと考えております。

○小柳勇君 私の考えを一つ非常にりっぱにまとめてもらひまして感謝しますが、もう一つあったわけです。それはちゃんと判定の基準が四つの型にはまっておりますが、原子力を使う場面もありまして、放射能もありまして、判定が非常に困難な場面が出てくるのではないかと、私を私にいう一つ言いたかったわけです。さつき言いましたように、煤煙と結核との関係とか、あるいは放射能と結核との関係、いろいろありまして、そういうものが、今のところではこういう判定の基準がけい肺だけなら問題なかったのです。ところが、じん肺になりまして非常にワクが広がりましたわけですから、私が今言いましたような判定の基準だけ先にきめておきますけれども、このワクに出るものがあるのじゃないか、そういうのが非常に困難ではないか、医学的には困難ではないか、そういう点が一体どうでございましょうかというのを次にお聞きしたかったわけです。

○政府委員(鎌谷直蔵君) 今回この新しい法律案によりまして、けい肺のみならず、じん肺全体に対象が拡大された。従つて、この第二条第二号で粉じん作業の定義をしております。「当該作業に従事する労働者がじん肺にかかるおそれがあると認められる作業」がこの法律でいう粉じん作業だ。しかればこの粉じん作業の範囲は一体どれであるか、これがただいま小柳先生の御質問の肝心な点だと思ひますが、それはこの第二条の第二項におきまして「前項第二号の粉じん作業の範囲は、労働省令で定める。」ということ、労働省令でこれは定めることになつてお

ります。従つて、これは従来の特別保護法あるいは臨時措置法でやっております第一表、第二表という表があるわけでごさいます。当然この従来の表だけでは、範囲が拡大されたので従来の表をそのまま使用することはできないわけでごさいますので、私どもはただいま先生が御質問なさいますような点も十分その中に加味いたしまして、粉じん作業のじん肺にかかるおそれがあると認められる作業は全部網羅して漏れることのないように、作業の範囲を労働省令できめて参りました。こゝろに考えておきます。

○委員長(加藤武徳君) ちよつと速記をとめて

〔速記中止〕

○委員長(加藤武徳君) 速記を起し

下を下さい。

○委員長(加藤武徳君) 速記を起し

午後一時五十分開会

○委員長(加藤武徳君) それではただいまから再開いたします。

午前中に引き続きいて両法案を議題といたしますが、同時に、労働情勢に関する調査の一環として、一般労働行政に関する件、この二法案と、ただいま申しました労働行政全般、この両案を議題といたします。御質疑のおありの方は御発言願ひます。

○藤田藤太郎君 基準局長にちよつとお伺ひしたいのですが、家内労働者の取り扱いについてどういふ見解をお持ちいられますかということをお聞きしたいのです。

○政府委員(鎌谷直蔵君) 家内労働者の問題につきましては、労働大臣から

もたびたび申し上げておりますように、家内労働問題調査会を設置いたしました。毎月一回定期的に調査会を開催いたしまして、この実態の究明に目下当たつておるような状況でございす。先月におきましては都内の業者の典型的なものを四業種選びまして、各調査会の委員が三人ないし四人一組になりまして、現地について家内労働者の作業の現状、それからその仲介人また実態その家内労働で働いておる労働者の方々といろいろ懇談をしたような状況でございまして、前回の調査会におきましては、その実態に視察した報告を行なつております。それから御承知のように、わが国の家内労働の実態というものは、その数においてもきわめて広範でございまして、その作業の種類におきましても千差万別といつてもいいくらい非常に複雑多岐にわたつておるわけでございます。従つて、これの実態を正確につかむということが、まず第一に必要なわけでございます。ですから、調査会におきましては、今般私ども事務局とも連絡をしまして、相当大がかりな基本的な調査を実施することにしたしまして、今月実はその調査に着手しているわけでございます。大体この調査の統計の集計ができ上がりますのは五月中旬ごろと予定いたしております。その調査の状況でございまして、その全国的な調査の実態ができ上がりました上で、それに対してどのような対策が必要であるかということ、漸次研究していく、こゝろに大体の予定になつております。

○藤田藤太郎君 家内労働者の実態は今調査中だとおっしゃるのであるから、それはそれで、うんと早く作業し

ていただきたいと思うのですけれども、家内労働者が今までもそうですが、今日も非常に困っているのは、間屋との間にあってが扶持で、内職という一つのそういう方々もございますけれども、家内労働者というのは、たとえば京都の西陣あたりのところから一つ下がつて、くつ、鼻緒、袋物という二段目の段階、そこらにおられる方々は、ある一定限度から上がり切れないうち、そして補助者を一人置くか置かないかというような格好で、そういう人が間屋に品物を委託提供するのにはしづけて困っている方がたくさんあるわけですから、そういう方々が組合を作つて、この自己防衛的なものを作つておられるわけですが、そういう方々を今の労働法の精神で救済するということは、過去にも例があるわけですが、そういう場合にお尋ねしたいことは、一つは労働法のあの概念に、自主的にされた組織ができれば、労働組合並みにそういうものを扱うという考え方があるかどうか。労働省としてどういう工合に、自主的に労働組合としてそれを組織した場合、どういう取扱いをするか、これは基準局とは違ひますか。

○政府委員(鎌谷直蔵君) 違います。

○藤田藤太郎君 労働局ですか。

○政府委員(鎌谷直蔵君) 労働局です。

○委員長(加藤武徳君) ちょっと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(加藤武徳君) 速記を起こして。

○藤田藤太郎君 それでは、今の問題は日をあらためてやりまされども。

家内労働者の調査が五月中旬にでき、それからまあ議論をして、家内労働法をお作りになるというのか、大体どの辺のところを目標にして……期日ですね、作業の予定ですか。

○国務大臣(松野三三君) 家内労働の調査を委託しましてから、ほとんど毎週、それから実地調査を相当たびたびやっていたております。ただ私のもの気持としては、なるべくこの国会中にはこの答申をいただきたい。同時に、できれば提案ができるような準備もいたしたいということまでお話をした。従つて、いつまでという期限はございせんが、私もなるべく督促をしながら、これは非常に多年懸案で、こちらから言えば、私の気持は着手ができておりますので、この国会中にも一つ提案をいたしたいという気持で、実は委員をいたしたわけですね。実はまだ案文とか要綱というところまでは行つておりません。

○藤田藤太郎君 大臣、基準局長と打ち合せて答申をしてもいいと思ふのです。基準局長はあなたがおいでになる前の答申では、五月中旬ぐらいに今調査しているのがよくよく調査資料が出るかどうかという、それから家内労働法の骨組みその他について討論をする、こういう答申だったので、今の大臣の話では、この国会中という、五月の大体中旬過ぎには終わるわけですね。その国会に家内労働法を提案をする、これはどうなんですか。そのところをもう少しはっきりして下さい。

○国務大臣(松野三三君) 私の申しましたのは、その通りであります、そういう意味で委嘱いたしました、進行状況は私も聞いておりませんが、あるいは今日の進行状況は基準局長が言つた通りかもしれません。私の気持は最初から委嘱した通りで、そういうお話をしたわけでありまして。従つて、今日の進行状況は基準局長が言うの、私の気持は変わつておるわけではございせん。現実の進行状況と私の委嘱した当時の気持というものは、その通りであります。

○藤田藤太郎君 いや、気持はわかりましたから、それではそういう作業の状況……私たちが行つて作業するわけではないのだから、残念ながらおきてはいるわけですが、そうすると、大体系内労働の実態調査が出て、あの審議会で成案を作るのにどのくらいかかるのか。

○政府委員(鎌谷直蔵君) 調査会の進捗状況につきましては先ほど申し上げました通りでございますが、会長にも先般お会いいたしました、大臣が、できれば今度の国会中に提案したいという気持でおられるので、何分一つ審議を急いでもらいたいということを私から会長にもお願いしてございまして、何分先ほど申し上げましたように、家内労働の調査、それからその実態というものが非常に広範であり、かつ、複雑きわまる構造を持つておるという点から言ひまして、今度の全国調査ができ上がりまして、その全国的な立法になるかと思はれますが、それはいったいどうなるかを考えますと、これはやはり一つのとまとつた法律案ができ上がるまでには相当の日にちがかかるのではないかと。何分調査会の方へその問題の調査審議を今お願いしておる最中ではございますので、私どもの方から何月ごろまでという答申は差し控えてさせていただきます。……

○藤田藤太郎君 それはどうも聞こえぬ話だと思ふ。大臣も今国会に出すというところで努力をしておられる。おのずからいつそういう注文をされたか知らぬけれども、調査ができたらそれからどのくらいの日数をかければ大体結論が出るという目標で出された……、目標を立てて今国会に出したいというところを答申されたと思ふのです。五月の中旬にその調査の結論が出るというのに、まだあと一つかわからぬというところなら、半年でも一年でも二年でもわからぬということですか。だから私は、大まかにいつ幾日きつと尺度をはかつて云々ということをやっているのです。いつ中に、大体どれくらいの日数を経たら結論が出る、こういうことを聞いています。

○国務大臣(松野三三君) 極力督促しまして、私の当初からの気持は少なくともこの国会に提案をいたしたい。もちろん審議はただ期限がないかもしれませんが、しかし、私もやりかけた仕事はなるべく早く提案をして、もちろん休会中の継続審議をお願いいたしますし、相当これは広範でありまして、少くともこの国会中に提案をして、休会中に御審議をいたして、そうして次に引き続いてやるというくらい大きな仕事だとは私は思つておる。それにしても法案だけは何かとまとめてこの国会に提案したいというものは、今でも

変わつておりません。ただいま局長の申しましたのは今日の作業状況で、委員の方と私の意見と、あるいは直接今日お会いしておりませんが、その気持で今おるかも知れませんが、何とこの国会のある間に提案だけは私はいたしたいと思ふのです。そのあとで十分休会中でも御審議をいたしてというふうにはないと、なかなか次々と延びると、これはだれでも、ごく歴代の大任が考へておつたのだが、なかなか着手はできなかつた。あるいはある程度不備かもしれませんが、とにかく一応の方向をまとめたものを提案をいたしたい、この気持に変わつておりません。また、局長の方も、事務的にはいろいろありましようが、極力督促して、この国会中に何とか最終的にまとめたものを出したい、この気持は今でも変わらなう、努力いたします。

○藤田藤太郎君 だんだん僕はわからぬようになってきた。五月中旬に統計——要するに実態調査がまとまるといふのです。大臣は提案したいというものは、家内労働法として提案しようというお気持だろふと思ふのです。そうすると、五月の中旬にその調査が終わるのです、調査だけでは法案にならないと思ふのです。それをどういふことにしたら一番家内労働者にいいかという、それから法案の骨子から始め、議論してまとめていかなければならぬのに、ただもう具体的に五月の中旬しか調査ができないというところをおしかりながら、その国会に提案をしたいのだという、そのことが僕はよくわからぬ、そういうお話を何回聞いた。だから、こういう工合に一つ

言ってもらいたいと思うのです。調査が終わったら大体何月くらいしたら成案ができる、そういうこと。大臣のお気持はもう調査が終われば二、三日でももうまとめて提案ができるということになるのか、そこらあたりを、氣持はわかりましたから、だから具体的にどういうことになってくるのか、そこを聞かせてほしいということをやっているのです。この国会にどういう工合になるのか、また、次にどういうことになるのか、そこるところあたりをもう少し具体的に……。

○国務大臣(松野頼三君) なるべく急いで、この調査を急いでいただくと同時に、なるべく急いで法案をまとめる、そうしてこの国会にぎりぎりにでも間に合うようにいたしたい、こういう方向で努力いたします。

なお、法案の問題もいろいろござい
ましようが、やはり調査の方向を見な
がら私の方も十分準備をするものは、
できるものはいたしますが、従つて、
まず一番大きな問題は、組織と範圍だ
と私は思う。内容についてはもちろん
議論はございますが、一番議論の多い
のは組織と範圍だと思います。その次
には、具体的にそれではどうするか、
そこで衛生、保護、賃金、加工賃とい
う問題が出て参ります。しかし、一番
議論の多いのは組織と範圍です。今日
まではほとんど未組織であります、概念
的にはあります。さてワクをきめ
るとなかなかむずかしい。そういふと
ころは組織と範圍が第一。それからも
う一つは、内容に盛ります衛生、保護
面における賃金、加工賃をどう取り扱
うか、もちろん衛生は当然であります
す。それから健康とか、いわゆる保障の

問題をどう取り上げるか、相当広範圍なものたることは間違ひありません。しかし、まあ今回の調査がどういふ結果で出るか予想はいたしません、が、そういふところを焦点に実情を調査されておるのです。かねてから労働省もいろいろな観点から研究はしておりますので、これを合わせてなるべく早期にこの問題を解決したい。とにかく督促する。ただいま局長の言つたのは現状でございます。ごさいませう。全般的に極力調査も督促して、何とかこの国会に提案したいという気持は変わっておりません。

○藤田藤太郎君　そうすると、重ねて、私は気持ちの上では全般的な家内労働法を早くこの国会に出していただきたい。出してもらってわれわれも議論してよいものを作りたい考え方です。

しか、どうもお話を聞いていると、
 どういう扱いにされるのか知らぬけれども、局長は五月中旬と言うのだけれども、今督促して、四月の中旬にでも結論が出るのか、四月の初めにでもそういう統計調査が完成するのか、そういうことも含んで国会に提案をする、できたらずと、こういう工合に理解してよろしいのですか。五月中旬にしかできぬというものを前提にして大臣が何回答われても、それはなかなかわれわれ納得できぬから、それで重ねて聞いているのです。

○国務大臣(松野賴三君)　ただいま局長が答へましたのは、全国からいろいろな調査を取り寄せてみて相当膨大なものが出てきた、これを事務的にすつとやると五月中旬ころになる、こういう報告のようです。同時に、私の方も極力督促して、私の当初からの気持

は、この国会に何とかまとめたという気持ちに変わりはないと思いますが、非常に時間的に、あるいは調査の範囲が私の当初の予想よりも大幅であるためにおくれていることは事実であります。何とか一つ今後督促をして参りたいと存じます。もし万一非常に問題が多くて提案ができない場合には、それはもちろん現状の中間を御報告して、そうして政府の方針を明らかにすることとも一つの案かもしれません。私はそこまで悲観的に考えずに、極力やってみるということで、現実には私の当初予想よりも調査が非常に膨大であつ

た、予想以上に時間がかったという現状だそうであります。

○藤田藤太郎君　それでは、この問題

はこれ以上議論をいたしません。大臣

のお気持の通り、この国会に、最大の努

力をして、提案をされるということをお願いして、この問題はこれくらいにしておきます。

しかし、もう一つこれに関連してお聞きしたいのは、昨年できた最低賃金法の中で家内労働者は最低賃金ができた。関連産業にのみ家内労働者の工賃をきめるという規制があるわけですから、やっぱりうんと急いでもらわなければならぬわけです。それはそうですが、最低賃金自身が、あの法律ができてからどのくらいそれじゃ適用されたかということをお聞きしたい。

○政府委員(森谷直蔵君) 二月末日に、おきまして、法律による最低賃金として公示されました件数が六十二件でございます。そこでこれが適用を受けました労働者が大体十二万でございます。そのほか業者間協定が百八十件ほど成立しております、これによる適

用を受けた労働者が二十万をこしてお
ります。大体そういう状況でござい
ます。

それからなお、この業者間協定によ
る最低賃金締結の機運が全国的に非常
に盛り上がりつつ参っておりまして、相
次いでこの最低賃金の申請が出てく
る。従いまして、本年中には相当程度
の最低賃金が実現されるのじゃないか
というふうに私どもは考えておりま
す。

○藤田藤太郎君　それではこの議論は
やめますが、今の最低賃金の、二月末
までに十二万適用された、その調査さ

れたのがあると思いますから、それ
と、これに関連して家内労働者がど
だけ工資がきまつたかということ、
それから今の業者間協定が百八十件
という調査が——これはだいぶ多いで

けれども、調査がありましたら一つ資料を私にいただきたいと思うのです。

○政府委員(澁谷直藏君)　ただいまの資料は、調査したのができ上がつておりますので、すぐにこれは提出いたします。

○村尾重雄君　関連して。ただいまの藤田委員の質問に対して、最低賃金の今日の審議会の状況のお話があつたのですが、私これに関連してお伺いしたのは、中央、地方を通じての最低賃金問題について、たとえば審議会の運営等についてその衝に当たられているのは、たしか中央、地方を通じて労働基準局だと思ひます。今日基準局予算においても、基準局行政というものは非常にわが国にとっては重要な段階にある、しかもその予算不足が今日非常衝に訴えられているときに、最低賃金の衝に当たつて、基準局予算で中央、地

方で行なわれていると思うのですが、今日これで満足に運営されていると思つてゐるかどうか、ちょっとお伺いをいたします。

○政府委員(澁谷重蔵君) 最低賃金法の施行に要する予算の問題でございますが、昨年は約一千万円の予算が計上されたわけでございます。本年度におきましては、最低賃金法が本格的な事業段階に入りますので、前年程度の予算ではとてい十分な活動ができないということ、私どもとしては、大蔵省に對しまして予算の増額を折衝したわけでございます。その結果、本

年度におきましては、約五割増しの一千五百万円程度の予算が計上されて現在国会で審議されているわけでございます。もちろん今後の最低賃金の申請状況その他によりまして、はたしてこ

れで完全に十分であるかどうかという点については、これは実施してみたらでないとはっきりした答弁はできません。いわけでございますが、一応昨年の実績から見まして、本年は五割増しの予算がございますから、大体これでまかなえるのじゃないかというふうに考えております。

○村尾重雄君　そこで、その審議会の運営で少し突っ込んでお話を伺いたいと思うのですが、審議会の委員の手当ですね、これがたしか一日五百円だと聞いておりますが、それがほんとうかどうか。それと一日五百円の審議会の委員の手当では、そこに来るまでの車賃程度にすぎない、しかも最低賃金審議会の委員が分担する仕事というのそれは、諮問機関には違いありませんが、それ以上に、現在調査という非常に私には重要な職務を帯びておられるところ

思ふけれども、そういう点いろいろ考慮いたしますと、どうも今の一日五百円——そうじゃなければつこうです、五百円では交通費程度ですよ、それでは委員のほんとうの職能というものは果たされないのじゃないかと思ふ。とかく非常に重要な問題になっている最低賃金の今後の、諮問機関としての委員の任務だけでなく、これが調査機能をうんと發揮してもらわなければならない今日において、この程度の費用で十分の仕事が遂行されるものかどうか、これまたお考えになつていかうかを一点お伺いしたいので

○政府委員(渡谷重雄君) 現在の最低賃金審議会の委員の手当は、中央と地方で若干の額の相違はございますが、大体だいたいまお話しになりました程度の手当でございます。確かに、ただいま御指摘になりました通り、私も、最低賃金審議会が現在御審議願つておる実態から申しまして、この程度の手当では不十分であるというのを痛感いたしております。本年度の予算折衝におきまして、こういう程度では十分な活動をお願いできないというので、相当増額の要求を折衝いたしました。でございますが、労働省だけを見ましても審議会が十幾つございます。それから各省関係——ほとんど各省大体十前後の審議会は持つておるわけでござい

を統一した一つの基準をもちまして、そこで査定をしていくわけでございます。そういうふうなことから、本年度におきましては私どもの主張は通らなかつたわけでございますが、私どもはこの点はなほ追憶に存じております。従いまして、今後、来年度予算折衝におきましては最低賃金審議会の——同じ諮問機関ではありまして、その活動の実態において非常な特殊性があるというのを十分一つ説明いたしまして、手当の増額に努力いたしたいと考えております。

○村屋重雄君 もう申し上げるまでもなく、今最賃の額の決定というやつはわが国の経済、政治、特に労働面においても非常に重要な問題だと思つております。そこで、中央、地方を通じての審議会委員が、諮問機関以外の調査権といふものはかなりこれは重要な私は役割を持たなければならぬと思つて、今後一そうその職務が遂行されるようになお配慮——まあ要望ですが、申し上げて、この問題はまた一つ後日いろいろとお伺いしたいと思つて

○小柳勇君 第一に労働大臣に質問いたしますのは、芦屋基地が、立川並びに沖繩にアメリカ軍が移駐するために労働者が二千名ばかり首を切られることになりました。大臣はかねがねその離職対策については努力していただいておりますが、細部の問題について現地からの報告がありますので、これに伴いまして大きな行政的な問題について大臣に質問いたしておきたいと思つて

約によりまして、あらかじめ首切る場合ににおいては話し合うことができるとなつておる。もちろん労働組合と調達庁、調達庁と軍との関係であります。が、そういうものがなされないで労働者を——かつて私が当委員会で質問しましたように、労働者を大やねを捨てるような格好で、あとのことは何とか日本の政府がやるだろうというやうな格好で駐留軍労働者を扱つておるといふ印象が非常に強いわけです。こういう問題に対して、今行政協定が改定されようとしておりますが、将来のこの関係の労働者に対して、解雇するやうな場合にはもっと親切にその職權なりあるいは員数なりをはつきり示して交渉することが妥当と思うが、そういうことが閣議で具体的に論議されたことあるのかどうか、お聞きしておきたいと存じます。

○国務大臣(松野義三君) かつて駐留軍の対策を立てましたときにはもちろんそういふ議論がございまして、駐留軍の特別な行政措置でなされたわけでありました。従つて、閣議としては、各省にまたがるものというわけで総理府内に離職者対策の総合的な機関を設けておるわけでありました。従つて、そういう機関を通じて国内の総合政策といふものを立てておりましたが、今回の芦屋の問題は御承知のごとく、いまだに——今回改正になれば別であります。が、直用と間接雇用と而建つております。間接雇用は御承知のごとく、特別調達庁がいわゆる雇用者の立場になつて、そうしてそのめんどうを見るわけでありまして、芦屋の問題の場合は両方が混同されている。そのために直

用と間接雇用に対する問題が、一つところへ議論が出ております。一昨日であります。か、調達庁長官からお話を聞きますと、この問題について米軍と交渉をしておるといふ話であります。それは三月、四月と、五十人、三十人と、ある程度の人数の予定者が出て参りましたので、その問題について実は調達庁長官から、米軍との交渉をして、またその結果は聞いておりました。

○小柳勇君 赤城長官並びにバーンズ司令官にも昨日会いました。これは直接は、防衛庁の問題であると存じます。ただ労働大臣として、これから二千名ばかり失業者が出てくるわけであるが、調達庁だけで、いわゆる調達庁の職業訓練だけではまかない切れぬ面も多々あると思つて、そういうことで労働省に対して調達庁があるいは防衛庁から、今後の総合職業訓練などについて何らかの計画の御相談が出ておるのかどうか、そういう点について答弁願ひます。

○政府委員(堀秀夫君) 今回の芦屋基地における解雇は、三月以降数回の段階にわたつて実施される予定になつております。そこでただいまお話のように入れますと二千名ばかりの解雇が、生ずるわけでありまして、労働省といたしましては、調達庁その他関係の機関からの申し入れもありましたので、その方面と連絡を密接にいたしまして、これに対する具体的対策を確立すべく努めております。そこで、その大体的予定を申し上げますと、詳細は芦屋における関係離職者の対策協議

会におきましてさらに具体化して参りたいと思ひますが、考えておりますことは、第一に就職あっせん態勢の整備強化をはかる、それから第二に、安定所を中心としたしつて就職あっせんの強化をはかる、それから第三番目に、ただいまお話しになりました職業訓練の拡充強化をはかる、このやうな基本的な考え方のもとに離職者の配置転換に際して生じないやうに努めていまして、現在芦屋に直方公共職業訓練所の分室がございまして、これを拡充することを考えております。それから女子離職者、離職者家庭の主婦等に対しては、福岡の内職指導所から内職の巡回指導等を実施すると、このやうな考えでおります。それから同時に、現在基地内におけるこの予想される解雇後の配置転換を目ざしてトレナー等の訓練を行なつておりますが、この四月から普通自動車、その他四課目程度の訓練を実施する、このやうなことを考えております。大体以上のようなことを中心にいたしまして、これと同時に、北九州地区を特別の重点的の失業者多発地域に指定いたしました。離職者の就業の確保をはかる、以上のような基本的考え方のもとに今後逐次発生して参ります芦屋地区の離職者の配置転換その他に遺憾なきを期したいと考えてござい

○小柳勇君 軍の計画によりまして、三月に四十五名、四月に四十五名、五月、二百七十名、六月、三百三十名、七月、三百三十五名、八月、百十名、計千三百三十五名、残つた三百二十八名は十二月で全部解雇だ、こういうこと

でありますので、私も並びに政府も一体となって、今せめて六月まで解雇を延期せよという運動を展開いたしてありますが、アメリカ軍の意向としてはなかなか悲観的なようであり、従って、目の前に失業者が出てくる、その就職あつせん態勢の強化というところで局長御発言になりましたが、もう少し具体的に御説明を願いたいと存じます。

○政府委員(堀秀夫君) 第一に、職安と調達庁関係機関との連絡を密接にいたしまして、求人情報等についてすみやかに労働者に周知できるように態勢を整えるということが第一でございます。それから第二番目に、ただいまお話しのように、逐次解雇される予定になっておりますが、この解雇予告期間中の労働者に対して出張職業相談を実施する、これを実施したいと考えております。これは現在すでに実施しております。それから第三番目に、求人開拓という意味におきまして、職安を中心として特別求人開拓班を設置いたしまして、強力な求人開拓を行ない得る態勢を整備したいと考えております。以上のようなことを中心にいたしまして、まず近い区域間におけるところの配置転換をはかつていく、それでも足りません場合には、全国的に広範囲な地域にわたる広域職業紹介を実施していきたい、こういう考えでございます。

○小柳勇君 職業訓練についてもう少し突っ込んでお聞きしておきますが、今二千名ぐらいの労働者がおりますが、三分の二ぐらいは通勤であります。それが職場をなくしまして職業訓練を、たとえば基地内でやるにいたしました

も、汽車賃を出して来なければならぬ。そうすると御存じのように、職業訓練の手当は二百三十円を基準にしてきめられるでしょう。そういたしますと、ほとんど汽車賃もないために、職業訓練をされるにいたしたとしても、半年通えばりっぱなものになるのに、一カ月でもうあとでできないという場合もあるかもしれません。従って、炭鉱離職者対策の緊急措置法の基準が一応ありますから、これを基準として労働省としても考えられると思いますが、それでは十分な職業訓練ができないと思ひます。従って、今後その手当のほか、たとえば旅費を見とか、汽車賃を見とか、あるいはバスを出してやるとか、そういうような特別の配慮をお考えになっておられたいと思ひますが、その点についていかがでしよう。

○政府委員(堀秀夫君) これにつきましまして、大体離職者の大部分の方は失業保険に加入しておられると思ひます。そこで、この職業訓練中に失業保険が支給されまして、その失業保険受給期間中に大體技能を習得するということになるということが非常に望ましいことであると思ひます。実はこれにつきましまして、失業保険法の改正に関する法律案が、目下衆議院で審議されておりますが、これによりますと、一年間の基礎訓練の間は失業保険の受給措置を延長する、このようなことになっておりますので、これが成立いたしましたれば、ただいまお話しのような事態の大部分は解決できるのではないかと思っております。なお、これとあわせまして、失業保険の受給者が移転する場合における移転料の確保をはかると

いうような措置を考えて参りたい。なお、事実上の措置をいたしましては、ただいまお話しのようないろいろの問題がございまして、これは現地にございまして関係機関とよく連絡いたしまして、関係者の方にできるだけサービスできるような態勢を検討して参りたいと思ひます。

○小柳勇君 大臣に決意を聞いておきたいと思ひますが、就職にいたしましても、職業訓練にいたしましても、炭鉱離職者等も幾合いたしてある。今芦屋の町だけでも三百名ぐらいの失業者があると思ひます。そういうところの失業者でありますから、職業訓練についても施設その他非常に制約がありまして、職業訓練に就くにつれて労働省としても、相当の力を尽くしておられるようですが、大臣、この問題についてもうすぐ目の前に出る問題であります。大臣に一つ御決意を聞いておきたいと思ひます。

○国務大臣(松野頼三君) ただいま衆議院で失業保険の修正案が出ておりまして、これが改正されますと、失業保険の期間中に切れたものは継続して失業訓練手当を支給するという制度になります。ほとんどの者がかりに失業保険が六カ月でも、一年間は訓練所に入所中の者には手当が出るわけでございます。これは非常に改善になりまして、なお、芦屋の問題は、大體芦屋地区の周辺から通勤の方が何人あるいは県外の方が何人というふうな調査をいたしたいとしておりますから、大體八百人ぐらいは芦屋周辺の出身者のように承っております。その他県内の方、県外の方ももちろんおられるようであり

ます。一番近い例としては、基地内における配置転換が可能かというので、調達庁を通じて各基地が日本にありましますから、立川とかいろいろの基地がございまして、そういうところに配置転換の可能な人数をまず先に調べるといふので、まず、いわゆる地方の基地に対する配置転換なり、これならすぐにそのまゝ労働力が移動できるわけでありまして、そういう希望者があるのか聞いて参りましたら、二千人の中にはだいたい希望者がある、よそでもいから同じ仕事につきたいという方もあります。そういう方は職業訓練なしに継続して住居の移動だけで可能な方もおられるわけでありまして、そういうふうなこともまず第一に考えて調査をし、第二番目には、県内では他県に移住する方を調査する、こういうふうな段階で先般も福岡知事にも要請しましたが、知事の方もまだ明確に個人々々の希望を取っておられなかつたものであります。これは早急にそういう問題が出てくるだろう。そのほかにはやはり暫定的でございまして、将来この基地を自衛隊が使うということも可能でありますから、自衛隊が使う場合、そういう方は次の自衛隊に引き継げるような、もちろん二千人とはいふ方は、かりに自衛隊がそこに入りましたら、米軍と自衛隊はおのずから内容が違ひますので、そういうたくさんの方は吸収できないかもしれませんが、しかし、少なくとも四百、五十人、二百人の方は大體自衛隊の移動によつておのずから職業を得られるという見通しもあるものであります。それで、なかなか工合が悪いというので、最

後は暫定的にでもいいから土木工事を起こしてくれという希望もございまして、ことに芦屋地区は遠賀川の下流で相当浸漬という、土砂がたまつていてというので、一つぜひあの河川の改修の工事を起こしてくれ、これは地方から要望が出ております。そういうふうないろいろなことを考えながら、職業訓練と移動を円滑にやつて参りたいというので、いろいろ実は調達庁ともただいま相談をいたして参ります。とにかく、そういう住居で、そういう職種で、そういう希望を、まず御本人の調査をすることが大事だといふうなことでいろいろ実はやつて参りますので、また結論は出ておられます。とにかく二千、人数から言へば芦屋地区では相当大きな雇用であります。人口が芦屋町が一万余から二万そこそこ、この二千人の雇用といふものは非常に大きなもので、とても解決されるものではないことはわかつております。既存のままで従つて、何らかの新しい工夫を総合的にしたい。それにはまず三月、四月といふものに対する解雇を何らか米軍と交渉するというのが昨日の実は段階であります。

○小柳勇君 御決意のほどを承りました、一つ万全の態勢を立ててもらいたいと思ひますが、これは最後に大臣にお願いしておきますが、小倉労働局が非常に苦勞しておられるのであります。米軍との関係ですから大臣にお聞き願ひたいと思ひますが、基地閉鎖発表前、軍側は本年六月まで予算が確保されておるといふことを小倉労働局に回答しておつた。部隊の移動に伴ひ六月まで確保された労働費が移住費にしわ寄せ

せられたこと、現地労組から軍側に対し当初予算があると云っていたのではないかと云って追及されたのに対し、軍は現在の予算の中で移住に要する経費を出しているに答えておる。こういうことでは六月まで労務費は、アメリカの年度は六月でありますから、それまで労務費はあると前は労監に言っておった。現地の組合の代表も、その労務費でとにかく六月まで雇っておくべきであるという交渉をしておった。ところが、その費用で米軍が移動を始めたのだ、こういうことで現地の労監と組合との交渉で非常に感情的な対立まで発生いたしておりますので、この点は昨日もたまたましたが、十分な回答を得られませんでしたので、適当な機会に、大臣はこの点十分に確かめられて、今後米軍に対する日本の調達庁あるいは労働者の不信がこういうことによつて発生いたしますと満足な仕事はできませんので、確かめられて、小倉労働局長一人苦境に立ちませんように直ちに何らかの指示を与えていただくことがこの際必要ではないかと思っておりますので、念のために申し添えておきたいと思ひます。

それから第二の問題は、この緊急失業対策法の十一條に關連する問題であります。この中で、「失業対策事業における雇入の拒否」という条項がございます。これで「失業対策事業の事業主体は、公共職業安定所の紹介する失業者が、その者の能力からみて不適当と認める場合には、当該失業者の雇入を拒むことができる。」と書いてあります。この不適当だと認めるという基準を、どういふものによつて職業安定所

は判定されるか、お聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(堀秀夫君) お話のように、緊急失業法十一條には、失対事業の事業主体は、安定所の紹介する失業者がその者の能力から見ても不適当だと認める場合には、当該失業者の雇入を拒むことができる、このようになっております。これについて別段の基準は設けておりません。要するに、その事業主体におきまして、その事業の運用にあたりまして職安が紹介した失業者が、この事業には使えない、不適当であるという判断は事業主体にまかせておる、このような状態でござい

○小柳勇君 そいういたしますと、この緊急失業対策法という法律の精神に違反すると思ひませんか。仕事がないので失業者というものは、最後のより場としてこの緊急失業対策法という法律でもって生活を守られております。それに事業主体の方が認定して、勝手にこの者は不適当だといつて拒んだ場合には、これをこの失対法によつて仕事をさせないといふことはこれは許せないことですが、どうですか。

○政府委員(堀秀夫君) 失対法の同じく第十條に、失対事業の事業主体が使用する労働者は、一部のこの困難な技術者、技能者、監督者を除いては職安の紹介する失業者でなければならぬ、このようになつております。従ひまして、事業主体はこの一部の技術者、技能者、監督者等を除きましては職安の紹介する失業者を雇わなければならない、これはもう失対法十條の規定によりまして、はっきり義務づけられておるところでございす。ただ、

その場合にありまして、この人を使ふことが客観的に見まして不適当であるという場合におきましては、その雇入れを拒むことができるという事になつておりますが、これはもとより勝手な主観的な判断によつてどんな場合でも不適当だといふような理屈をつけることはもとより許されません。これはもとより緊急失業法の精神に照らして解釈されなければならぬ。従ひまして、客観的に見てその者の能力がその事業に使用するのに不適当だと認められる場合に限られることは当然でございす。で、その場合におきまして、とにかく事業主体といふものは十條の規定によりまして、職安の紹介する失業者を雇わなければならぬ、これはもう義務づけられておるわけでございますから、ただいま申し上げました失対法の精神に照らして、この十條、十一條の規定というものは運用せられるべきであると考えます。

○小柳勇君 抽象的にはさうでしようけれども、具体的に、職安が紹介いたしますその中で、一人これはいやだと云つて事業主体から報告が来たら、その場合に、職安の方ではこの人はいいと思つて紹介してやつた、それを事業主体がいやだと言つて返してきた、それを就労させるかさせないかという判定は何でいたしますか。

○政府委員(堀秀夫君) 拒否いたしました場合には、拒否するといふことが職安に通知されるわけでございます。もとよりこの十一條のような規定は特別でございまして、これが一般的に動いていられると思ひません。特別な場合に限り得られると思ひますが、

このような場合におきましては、事業主体から職安の方にその旨の、こういう理由でこういう人は使えないというような通知があることは当然でございすから、その場合におきましては、職安の方にございまして、失対法のあるいは二十一條、その他の措置によりまして必要な監督指導措置を講ずることができ、このように考えております。

○小柳勇君 その失対法の二十一條について具体的に説明して下さい。

○政府委員(堀秀夫君) 二十一條は「行政庁は、必要があると認める場合には、事業主体又は施行主体から、労働者の雇入又は離職の状況等に関し、必要な報告をさせることができる。」このようになつております。従ひまして、この十一條によつて拒否したような場合には、その原因等につきまして報告を求める。それが客観的に見て事業主体が不適当という判断が正しくないといふような場合には、職安の方から事業主体に対してその旨を連絡する。このようになつておるわけでございます。

○小柳勇君 そいういたしますと、それはまだ具体的にないけれども、書類も返つてきましたと、その職安所長はその後、措置はどうするのですか。

○政府委員(堀秀夫君) 十七條、十八條等の規定もございす。安定所長は事業主体あるいは施行主体がこの法律等に違反すると認められる場合には通知をする。それから通知を受けた日から一定日以内にそれを是正しない場合にはこの失対事業について進捗を行なひまして、その事業主体に対して事業の停止または補助金の返還を命ずることができ、このように最後の措置が

とができる。このように最後の措置が

○小柳勇君 その方は、それは事業主体の方に対するあれでしよう。その返つてきました労働者、労働者に対しては、職安所長はどういう措置をいたしますかといふことをお聞きしていただくわけです。

○政府委員(堀秀夫君) 要するに、事業主体がこれが不適当であるといふふいふ理由をつけて拒否するといふ場合に、これを客観的に見まして、はたして適当であるか、不適当であるか。この点は職安所長が緊急失業法の精神に照らして判断するわけでございす。客観的に見て事業主体が不適当であると言つておつても、これは客観的に見て理由がないといふような場合には、事業主体にこの者は使つていいじゃないかといふ勧告をすることは当然でございす。ただし、客観的に見ましてこの人間をこの事業に使うことがどうしても無理だといふ場合には、これはやむを得ないことであらうと思ひます。

○小柳勇君 そいういたしますと、その返つてきました、もちろん書類もついで参りました、返つてきた労働者といふものは、職安所長の主観によつて、その客観的な観察によつてもうそれが事業主体から返つてきたから、もう君やむを得ぬと言つてしまへば、それでそれからの仕事は一切ストップですか。

○政府委員(堀秀夫君) これはいろいろの場合が予想されると思ひます。私は従つて、抽象的に議論すればいろいろの場合が予想されると思ひます。ある失対事業の、ある事業主体のやつて

おりまする事業にとつては能力がなくとも、その他の簡易の事業についてはあり得るという場合がございまして、その場合には、そのような能力があると思われるような失対事業にお世話をします。このようなことになると思ふのです。

○小柳勇君 今、局長は、技術的なものだけ、その仕事に適するか適しないかだけを今頭の中に描いて答弁しておられますが、たとえば事業主体の方で、こいつは少し人相が悪いから、気に入らぬというように返つたといひます。その場合に、それを職安所長が一人の判決をもつて、それか、それじゃもうこれはだめだ、そういうことができないかといふことを言つてゐるわけです。

○政府委員(堀秀夫君) ただいまお話の、人相が悪いから、もう雇わないといふようなことは、もとよりこれは理由にはならぬと思ひます。そのような場合は問題にならないと思ひますが、具体的な場合におきまして適格であるか、適格でないかといふことを判断をいたしまする場合には、安定所長の一人だけの考えでは適当でありませんが、安定所におきまして適格審査委員会というものを設けて、関係者が集まつております。この審査委員会等にかけて、具体的に適格であるか、適格でないかという意見を求めた上で安定所長が最後に判断する、このようになつてゐるわけでございます。

○小柳勇君 その適格審査委員会というの、これは達しですか、何ですか、通達ですか。

○政府委員(堀秀夫君) 通達でございます。

ます。通達に基づいて設置しております。す。

○小柳勇君 その適格審査委員会の内容をもう少し詳しく説明して下さい。

○説明員(住栄作君) 適格審査委員会は、現在県で作りまして、県下の各安定所から失業対策事業に就労せしめる場合に、適当であるかどうかという書類が出て参るのでございまして、その書類に基づいて、県において設置され、県でいろいろのそういう書類を見た上で、これを適格にするかどうか、判定する制度になつております。

○小柳勇君 そういたしますと、それで、適格審査委員会、もうこれは不適当だと言われたら、その県では一切失業者として生活を保護されておらないのですか。

○説明員(住栄作君) 主として適格審査委員会の機能は、新しく失業対策事業に就労せしめるか否かといふことについて審査しております。ただ、今お話のように、事業主体に紹介された失業者が、事業主体側の都合によつて適当であるかどうかといふことについては、これは安定所長が、それがはたして客観的に当を得たものであるかどうかといふことを判定するようになつております。

○小柳勇君 そうすると、適格審査委員会というものはありますけれども、それからこれは不適当だといつて返つてくる。そうしますと、今度は職安所長が、いやこれは一つまた使いなさいと言つてやつた場合は、どうなりますか。

○説明員(住栄作君) その場合は、結局、具体的には事業主体側と安定所と

の話し合いによつてきまることになつております。

○小柳勇君 適格審査委員会の構成、それはどういふふうなことで、どういふ権限があるのか、もう少し詳しく説明して下さい。

○説明員(住栄作君) 構成は、県の労働部の職業安定課長が中心になつて、県の安定課の職員及び安定所の所長といふもので構成されております。

○小柳勇君 そうしますと、安定所長などもそれに入つておるなら、そこで不適格としまつた者は、ほかに救済の方法がないんじゃないですか。それはどうですか。あと、これはいや間違つておつたと言つて、所長は無理に事業主体の方に送り返すことができますか。

○説明員(住栄作君) いろいろのケースがあると思ひますが、たとえば事業主体側の方で、道路の補修、こういうものには使えないから断わる。あるいはその者が非常に職場秩序その他の問題で不適当とか、いろいろの理由によつて、安定所長が実情を調査した上でいろいろ判定することになると思ひます。そこで、それじゃその事業主体側が拒否した場合、市の事業であれば別に県の事業の方へ行つて、よく働くといいことになる場合もあるでしょうし、その逆の場合もあり得るかと思ひます。また、さらには失対事業のほか、一般の民間事業なり、公共事業等に紹介するといふようなことにならうかと思ひます。一がいに全然道がなくなつてしまふといふことには、必ずしもならないのではなからうかと思ひます。

○小柳勇君 あなた、非常に抽象的だから、問題がばく然としておりますが、ここに新潟県で、新潟の公共職業安定所長が処分書を出した十二名の者がおります。御存じのように、失業者というものは、仕事を追われて、最終的に生活を守つてやるのがいわゆる失業者ですが、その失業者が、職業安定所長によつて、十二名仕事を奪われて、とほくに連れておられますが、そういう労働者並びに家族を死刑の宣告にひくといふような判定を、そういうことで、職業安定所長の処分書といふことでやられて、それで一体救済の道がないとするならば、どういふことでしょいか。私どもとしては、そういう法の不備があるとするならば、徹底的にもつと説明をしなければなりません。大臣はどう考へになりますか。具体的な問題はいいですから、一般論として大臣の考へを聞いておきたいと思ひます。

○国務大臣(松野頼三君) 緊急失対法は、御承知のごとく失対事業でありまして、仕事をするといふ基本的な考えから失対事業法といふものはできております。ただし、その階層が一番恵まれている方に対するものであるといふことにワケがはまつてゐるわけで、拒否するといふことは、常識的にいへば、不適当だといふ能力がない、あるいは不適当だといふこと以外に、大体常識的な拒否の理由はないわけでありまして、従つて、事業主体が拒否する場合、他の事業主体に紹介する、他の仕事に持つていくといふことは、この法の趣旨から当然のことでありまして、首切つたといふ意味からいへば、適格者じゃなかったといふ意味からいへば、必ずしもならないのではなからうかと思ひます。

○小柳勇君 具体的な問題については、きょう私は発言いたしましたから、追及はいたしません。新潟に起こつておりますから、御調査願ひたいという点と、今の企画課長から報告のありました適格審査委員会というもののについて、次に資料を出していただきたいと思ひます。各県少し違ふ、まちまちであらうと思ひますから、大体モデルになるところを二、三、各県のたとえば排除委員会といふものを持つて、いろいろあるでしよう、あるいは適格審査委員会といふものを持つて、いろいろあるでしよう。そういう資料として見せていただきたい。それで、そのように、いわゆる失業者にしてなお仕事を奪われた者を救済する方法は、どういふ方法を考へられておられるか。そういう点についても、委員会などあつたら、資料として出していただきたい。これは要請でございますが、この問題については、この次にまた詳しく質問いたしたいと思ひます。

それから第三の問題は、三井三池の闘争について、基本的な考え方だけ、労働大臣から意見を聞いておきたいと思ひますが、御存じのように、ロックアウトに始まりまして、三池闘争といふのは非常に困難な、日本の産業自体として不幸な事態に立ち至つておりますが、きょうの二、三などでは、

の全部にある程度疑問に思つてきたといふのが今日の問題なんです。その中にいろいろ内容を見れば切りがありませんが、幾らでもある、作業能力、地域、作業状況あるいは賃金差の問題、しかも軽労働、重労働、男女、地域別、考へて参りますと矛盾だらけだと私は言つてもいいくらい議論の多いところであります。しかし、緊急対法

を期しておりますけれども、なかなか
そう良心的に万全と言えません。それ

にはやはり緊急立法そのものにやはり問題があるんじゃないかというふるに非常に反省をさせられているときで

○藤田藤太郎君 私もこの緊急失対法
ができてから相当これに、ここへ来る
あります。

何といつても第一条に掲げられている
生活のさしあたっての保障というところ

ろから始まつて、むしろその事業効用とか貢献というような問題が出発に際してはあまり強く取り上げられなかつ

たような状態で通ってきたのであり、すけれども、今日ではだんだんやはり社会の中で必要な存在としていろいろ

救済事業としてこれがたんだん発展を
してきて、その中には事業効果、生産
に対するやはり貢献度合いというところ

うな、必要に応じて事業予算をよけ
とって、事業がより効果のあるよう
な仕についてゆく、こういう格好で相

当程度秘は進んでいると思うんですが、そうなつてくると、單に法律で一般に低くなければならぬとか、八〇%、

九〇%というような間で賃金をきめるというようなことでは、私はもう理屈に合わないが、一部生活保

一五

障的な要素の方もおいでになると思ひますけれども、自然やはり賃金というものは、労働力の提供において、基準法からいへば、対等の立場で賃金、労働条件をきめるという原則ですけれども、これは少し意味が違いますけれども、この失対事業の中で、私はそこで踏み切るような要素の仕事が、内容が相当大きいウェートを占めていて、この格好で頭から何の労働者の意見も聞かずにこういう賃金をきめていくところ、今の失対事業、要するに、日雇労働者の中に非常に不満がある、また、事実賃金も安いのですから、むしろそれとあわせて不満があるわけですから、これはぜひ今労働大臣のおっしゃったように、そのお気持ちを早い機会に実現していただきたいと思ひます。最近、聞きますと、各地方において、やはり失対事業の非常に事業効果を、生産効果を上げて日雇労働者が働いておられる。働いておられるのに、今のきめられた賃金ではどうにもならぬというところで、地方自治体で援助をして、そのカバールをしていくところ、だいたいできていくようでありまして、これもどうか一つあわせてよく見ていただいてこの処置をやつてもらいたい。ところが、今の大臣の気持とは違つて、そういう地方々々で援助してやつていくものに、聞くところによると、これは職安局ですか、何かそういうものを非常に邪魔をしている、そういうことは絶対やつたらいかぬというように格好で、せっかくその地域において事業効果を上げるように、または気持が相通じてよく働いて生活の幾らか足

しにするというような地域的な要素によつて行なわれているものを、それを邪魔をしているといふのですか、そういうことをしたらいかぬというような、何か今大臣の言われた気持とは反対な格好で、それをやらせないようにしているというのを聞くのです。これは私は非常に残念なことでありまして、そういう点どういう状態にあるのか、一つお聞かせを願ひたい。

○国務大臣(松野三喜) 事業主体の市町村側から常々実はいろいろ決議とかお申し出がござります。それはやはり不均衡が困ると、隣の市で幾ら、おれらの市で幾らというところは困る、こういうのが事業主体からの偏らざる今日の立場、そのたびに自分の方は不利な立場に立つという、町村よりも市であります、市側からの陳情が非常に多いのであります。従つて、今回地域差は正を二十八円の中でやろうとしましたのはそういう意味でありまして、二十八円の中になるべく地域差をなくしていき、また、町村合併あるいは市の合併等によつて不均衡を生じたものを直していきたいというのが今日の作業です。ただ、やはりこの緊急失対法という法律の趣旨から申しますと、全国大体この法律に従つてもらわなければならぬ、この法律よりもよければいいじゃないか、それは人情としては一応ありますけれども、全部のものにおいて、全国見て参りますと、やはりこの法律による一つの均衡は保つてもらわれないとかえつて紛争が起こるという趣旨で、なるべくこの法律の趣旨に合わせるように、いたすなら何はせぬでくれという意向を職安局から出したという話であります、それは人情から言

うならば勝手にきめたらいいじゃないか、しかし、予算の立て方、法律の立て方からいって、この趣旨に沿つて、緊急失対ですから、あくまで一般雇用に進むものを邪魔するような高賃金というわけにはこの趣旨は参りません。従つて、やはり一般雇用の方が高くて、失対は臨時だと、そうしてなるべく一般安定雇用に進めるこれは踏み合と申します、足だまりでありまして、それが非常に固定化するような高賃金を払うというところは、趣旨から言うところ、同時に、事業の内容もそんなに大きな建設、土木工事をするような予算でもありませんし、大体軽作業あるいは重作業といひましても、その高度なものには作業内容に選んでおりません。そういう趣旨からなるべく他の職業につくことを奨励する、あるいはつかせるようにするという趣旨をはき違えてはいかないという趣旨で、労働者がそろえばいいじゃないかというよりは、緊急失対の法律の立て方だけは守つてほしいというのをおそらく通達趣旨だと考えております。

○藤田藤太郎君 それは非常に問題のあるところで、一般の賃金というものは、組合のあるところ、ないところ、いづれにいたしましても需要供給の関係で賃金は決定されているわけですから、そうしてやはり生産貢献度合いによつて賃金がきめられていくと思ひます。今のようには緊急失対であるからというの、一つの法的な出発に際しての要素でありまして、現実にいへば、非常に高度のものはないにしても、建設事業として一般と同じような効果を上げていく事業を私はたくさん見て知つております。しかし、そういうこ

とであつても、これは低くなければならぬという理屈は成り立たぬと思ひます。これでとにかく生活が安定をするというなら、私は失業者に対していろいろ問題はありますけれども、今五十万、五十万といふなら、なぜ五十万人全部にそういうことをおやりにならないかという議論も一つの面から出てくると思ひます。だけれども、一般の常用労働者に転換させるための一つの訓練期といひましようか、そういう段階だといふなら、そこでやはり労働力を提供しているのだから、その提供の労働価値といひますか、そこまですぐに言ひ過ぎかも知れませんが、一般的に払われている賃金と同じような効果が現われた場合にはそれを見てあげる、そういう能力をもつて一般の常用に転換させてあげるといふ指導が必要じゃないのですか。そうでなければ、今のうちに賃金が安い、あれは日雇労働者は、あんな者はうちに来ても雇つては困る、そういう観念を社会に植えていくのはいかぬ、だから緊急失対法関係はとにかくよきより安くていい、一時しのぎだからというなら、もっと国は幅を広げなければならぬ、い、しかし、それにしてもやはり労働力を提供しているのではありませんから、どこの産業でもそれを手をつけて待つような、引き受けるような条件を、私はそういう足だまりといひます。今、段階的に、一般に行く前の養成といひ、そういう状態であるというなら、そういう工合に価値づけて、りっぱな仕事ができる労働者なんだというように価値づけてあげて、そうして一般の就労の方に、やはり就職をあっせんするといふようにしてあげなければなら

ないと思ひます。今の印象では、たまたま日雇失業者だといふことをほとんど固定させているような状態じゃないですか。だからそこらはこれはもう少し整理してつもらいたいと思ひますが、考え方を一つ伺ひます。

○国務大臣(松野三喜) 非常に整理しているつもりなんです。しかし、高賃金の方は民間就労、そういう雇用の方に……、もし事業主体がその人に高賃金を払いたいというなら、いわゆる常用雇用として私は他の雇用の道に進ませてもらいたい。いわゆる緊急失対の中でいつまでも閉ざすより、そのワクをこえたなら、そのこえたワクに入れてもらいたいという趣旨で高賃金を禁止しているわけじゃないと思ひます。どんどんやつていただいでいけつてうですけれども、緊急失対法による失対作業については全国的にこの標準といふものを守つてくれ。もしもその事業主体が非常に技術有能だといふ失対の方がおられるなら、失対に置くことそのものが非常に失礼であると思ひます。高賃金の常用雇用ほど能力がある。しかもその仕事があるならば、そちらに吸収してくれという趣旨で、緊急失対法による失対事業の事業内容と規格にはこれは当てはまりませんといふ趣旨であります、その方が高賃金を取ることを禁止する意味じゃございませぬ。緊急失対法による失対事業といふものはこういうもの、だといふ趣旨をついて先般申し上げたわけでありまして、非常に能力が、技術がよいという方は、それは失対事業による失対にならないで、常用雇用のなにより以上の雇用を引き上げることが私は労働政策としては前進である。にもかかわらず、緊

この失対法の趣旨からいって少し行過ぎじゃないか、こういふところが私の考えとしてははつきりしているわけであります。従いまして、緊急失対法の中における作業ということばは、御知のごとく、これこれであると、大作業内容がきまつております。そうす層建築を建てるようなものは、失業策事業の対象にはなっておりません。

従つて、軽度な建設と言へば、水
め、プールを作るといふ建設とか、
あるいは簡単な側溝を作るとかいう程
の作業しか実はその指定になつてな
わけですが、従つて、それに
やはりPWというものに関連してや
ていただきたい、こういうことが、
の失対法の精神であります。それを
える部分は別なものでやつていただ
たい。また、そういう方は別な雇用
引き上げることが妥当じゃないか、こ
ういう意味で緊急失対にすべてを当
はめるといふわけには参らぬじやな
か。また、そういう趣旨じゃこの緊
失対は私はないと思う。その辺は非
に明確に私は割り切つておるわけ
ります。

○藤田藤太郎君　今水だめを作る、か、側溝を作るとか、それぐらいの程だとおっしゃいましたけれども、それじゃないと思う。私は道路の舗装であとか、区画整理、開拓であるとか、いろいろの事業を失対事業はやっていると思う。片一方で謂負業がやるような事を自治体が事業主体になってやっている場合もある。そういう仕事をやて、そこへ、緊急失対事業法の中でいまでもとどめておけというわけじゃ

ろがないから、今なおとどまっているけれども、とどまっているその日雇労働者にはやはり事業効果を要求する。これには私は自然の人情だと思ふ。従つて、効果を要求して事業の効果を上げさせるような仕事と、一方ではだんだん減せようとする仕事と、と能力に応じてそういう仕事をさせながら一定のワークをはめておる。こうい

うことでいいかという問題が疑問になつて出てくる。だから一番最初に大臣はい、いろいろの矛盾があるから、何としてもこれは再検討してよりよいものに變えなくちゃならぬというお氣持だったから、けっこうだから早くやつてもらいたいと言っているのに、だんだんと聞いてくると、何か今の話を聞いてみると、緊急失對事業というのはこういうものなのだから、そんな高い賃金でよりよい生活をする人はよそへ行つてもらいたい。よそへ行つてもらいたくないといつて行くところがあるならば、まことにけっこうなんだ。大臣あんなのことにけっこうなんだ。能力を總動員して、能力

のある人はほとんど就職をあっせんして固定さすように努力してもらいたい。そうなれば問題は私は起きないと思う。よそに行くところがないのに事業効果を要求される、これは当然なことですから、そういうところで仕事をすると、それにワクをはめるということではいけないから緊急失対法をやつていろいろな面からも変えなきゃいかぬが、この中の十条の問題の考え方なんかとも、その全部が全部と言いません

○国務大臣 松野頼三君）今私が申し上げましたような趣旨で、最近は失対の方に職業訓練を実施いたしましたので、そうして、優秀な方は昨年も、本年もそうであります。やはり職業訓練を半日、まあ半分は作業をされる、あとの半日というものを訓練所に集まっていただいて訓練をする。大体六カ月の訓練をいたします。そうすると、この

方は大體他の産業への就職がほとんどで、非常に好成績であります。そういう道を私たちは聞きなからこの失対をやつていきたい。従つて、失對全部を高賃金にするということは、なかなかこれはもちろん能力とか、本人の希望とか、あるいは住居とかいろいろございしますが、そういう意味でいわゆる高賃金に進まれる道を開きながら私たちには実はやつているわけあります。それの中においてある程度やはり失對事業というものの地位をやはり守つていかなくばならぬ。これが非常に高賃金で失對が就職の立場になつてしまふといふことは、これは私は失對法の趣旨に反する、失對に就職したのだというふうな趣旨じゃ、私は、ないわけでありまふ。それで、新しくほんとうの雇用の

かわらず、失対の中におつて高賃金を得て、それが安定職業になつてしまふといふことは、これは非常に固定化する、あるいは非常に硬直化してしまふと、失対では、これは法律の運営に支障が出てくるという意味を私は含めてゐるわけがあります。

○藤田藤太郎君　私は、そこまで言つてゐるわけじゃないのです。これはま

あ生活の保障をするのが建前なんですけれども、しかし、今最後の方に申し上げたのは、地域においてやはり高能力を上げ、事業効果を上げているところに、市町村、要するに地方自治体の方がやはり他の一般との見合いの中で、あまり気の毒だから少しやはりカパーせにやいかぬと言つてカパーするやつまで労働省がいかにぬというようなことは、今の大臣の言つた気持とたいぶはずれているのじゃないですか、全部が全部じゃないと思うのです、これは。

○国務大臣(松野賴三君) 非常に高賃金を払いたいという市町村から私のところへ言つてきたというのは非常に少ないのです。どちらかといえば、賃金をななめくるといふべく労働大臣が全部きめてくれといふ陳情の方が私のところには多く入つ

聞きましたときにはまたいろいろ御相談にも応じましようけれども、今日の場合、やはり法律の建前としては予算の制約、市町村財政というものもやはり政府予算に関連のあることであります。予算の建前からいうと非常に能率のあるものをこの予算以上に払うということとは、これは今日の建前としてはむしろ、従って、そういう方

は別な方向でやつてもらいたいということを繰り返す以外に、この緊急失対の中で断層を設けることも容易なことじゃありません。そりや容易なことじゃありません。なるべく緊急失対というのはそういう趣旨にあらずして、能率もちろん作業でありますから適合しなきゃならないけれども、その中にいたずらに最高水準と最低水準を上下が多いことは、これはいいことじゃ私はないと思う。従つて、それは次の段階でやつていただくというふうに、一つの水準をもつてやつてもらうことが緊急失対として当然じゃなかろうかと、こう考えます。

○藤田藤太郎君　それではこの議論はだいたいあるのですけれども、きょうはこれでやめますが、今の緊急失対事業

法です、こゝろ法律を私はやはりもう変えなければならぬ時期にきていると思ふのです。というのは、政府は二十四万、事業で救済すると言ふけれども、何といつても、一つは緊急失対法というこの特別な法律を作つて、一時失業されてゐる方、少しでも働いて生活を見ようじゃないかといふのが出発点であつた。ところが、今日では、もうじやなしに、これだけの予算を組んで仕事を与えるから、できるだけ最大の事業効果を上げようといふ質的変化を今日来たしてゐる。全部とはいひませんが、多くのことはそういうことになつてきてゐるのです。

念とは、これは今までの内容のような概念と離れて、私はそういう要素を分離して作らなければならぬところまできているのじやないか、そういう気がするのである。だから、その点は一つよく労働大臣は考へて、今のような格好でない、この緊急失対法に対する今のたがねをはめていくような格好のものを変えてもらひたい。

○国務大臣(松野三三)

「そういふ趣旨で、今回石炭労働者の方が失対事業の中にもだいい入つておられた。また、入られようとするのを防ぐために、緊急失対法というものをきつめたわけでありませう。これは確かにほつておけられ失対に入られる方、また、入つておられる方、特に炭鉱労働者はその質的労働力から見て適当だと思ふ意味で緊急失対という制度を今回打ち立てたわけ、人数にしまして昨年が五千五百、三十五年が七千五百人といふものを重点的にやつてみたわけでありませう。これも藤田委員のような御趣旨の方向で一つ新案を出してみようといふ趣旨でやりました。これはもちろん賃金が幾らだといふ固定したものじゃございませぬ。能力と作業に応じて契約をされるわけでありませう。それが一つの今回のテスト・ケースと申しましようか、一つの新しい案として出したわけでありませう。これに就いて今後は、この次は、緊急失対そのものに何らかの改善を加へるべき時期じやなかろうかといふ気が私はいたしたわけでありませう。」

○委員長(加藤武徳君) 速記起こして下さい。両法案並びに一般労働行政に対する質疑は、本日はこの程度にしたいと思ひますが、御異議ございませぬか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

本日はこれで散会いたします。

午後三時三十分散会

三月十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法改正に関する請願(第七三九号)

一、保健婦、助産婦及び看護婦等の産前産後の休業中における代替要員の確保に関する法律制定に関する請願(第七七〇号)

一、酒癖きよう正施設設立に関する請願(第七七六号)

た実質的な改悪案であつて関係者のとうてい納得できないところであるから、けい肺、せき損等職業病の特殊性にかんがみ、あくまで特別保護法として単独立法によつて保護せられたい。又、法改正にあたつては、(一)労働基準法による療養期間終了後も療養に必要な期間について療養費全額及び十分な生活補償を行なうこと、(二)遺族補償は療養全期間を通じて現行どおり支給を行なうこと、(三)長期給付金及び障害補償をうけるものの厚生年金の障害年金はあくまで別個に完全支給を行なうこと、(四)療養期間中は解雇できないよう制度化すること等の実現について特段の配慮をせられたいとの請願。

第七七六号 昭和三十五年三月二日受理

酒癖きよう正施設設立に関する請願

請願者 東京都世田谷区北沢二ノ一五四沢家庭会内 尾上幾久子

紹介議員 赤松 常子君

国民の飲酒量が多くなるにつれていわゆる酒乱及びアルコール中毒患者もいぢるしく増えており、そのために家庭内の悲劇並びに飲酒上の犯罪事件がひん発している上に不良化した青少年もまた年々多くなつてゐるという状況であるから、これらの悲劇や事件を未然に予防するためにまたかれら自身の更生のためにも酒癖きよう正施設をすみやかに建設せられたい。また、ある精神病院において入院中の患者の年令層を統計的に調査した結果によると十五才から二十五才までの年令層の者が患者の三十二パーセントに及んでゐる由であるが、これでは日本の将来にとつて暗然たるものがあるから、かれらのきよう正と更生のために酒癖きよう正施設をすみやかに設立せられたいとの請願。

第七三九号 昭和三十五年二月二十九日受理

けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法改正に関する請願

請願者 東京都港区芝白金三光町四八六全国土建労働組合総連合内 吉田直義

紹介議員 坂本 昭君

けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法の改正について政府は労働者災害補償保険法の一部改正によつてこれを行なうとしてゐるが、本府案をみると本格的な改正はおろか、適用対象の拡大に名をかり、その補償については職業病のもつ特殊性を無視し

第七七〇号 昭和三十五年三月二日受理

保健婦、助産婦及び看護婦等の産前産後の休業中における代替要員の確保に関する法律制定に関する請願

請願者 東京都杉並区高円寺一ノ一四医療婦人友の会 井上正とあ外二千三百九十七名

紹介議員 常岡 一郎君

婦人勤労者のうち教職員については、既に産前、産後の休業中に代替要員を置くことが法制化されているにもかかわらず、保健婦、助産婦及び看護婦については、いまだにその立法化がなされてゐないのは極めて片手落ちな措置であるから、本国会において、「保健婦、助産婦及び看護婦等の産前産後の休業中における代替要員の確保に関する法律」の制定を図られたいとの請願。

第七七六号 昭和三十五年三月二日受理

酒癖きよう正施設設立に関する請願

請願者 東京都世田谷区北沢二ノ一五四沢家庭会内 尾上幾久子

紹介議員 赤松 常子君

国民の飲酒量が多くなるにつれていわゆる酒乱及びアルコール中毒患者もいぢるしく増えており、そのために家庭内の悲劇並びに飲酒上の犯罪事件がひん発している上に不良化した青少年もまた年々多くなつてゐるという状況であるから、これらの悲劇や事件を未然に予防するためにまたかれら自身の更生のためにも酒癖きよう正施設をすみやかに建設せられたい。また、ある精神病院において入院中の患者の年令層を統計的に調査した結果によると十五才から二十五才までの年令層の者が患者の三十二パーセントに及んでゐる由であるが、これでは日本の将来にとつて暗然たるものがあるから、かれらのきよう正と更生のために酒癖きよう正施設をすみやかに設立せられたいとの請願。